

官報

号外 昭和二十三年六月三十日

○第二回 衆議院會議錄第七十三号

昭和二十三年六月二十九日(火曜日)

午後三時三十七分開議

議事日程 第六十九号

昭和二十三年六月二十九日(火曜日)

日)

午後一時開議

第一 万國郵便條約及び小包郵便物に関する約定に加入することについて承認を求めるの件

第二 製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律案(内閣提出)

第三 經濟警察廳法案(内閣提出)

第四 風俗營業取締法案(内閣提出)

第五 市町村立学校職員給与負擔法案(内閣提出)

第六 中小企業廳設置法案(内閣提出、參議院回付)

第七 政治資金規正法案(本院提出、參議院回付)

第八 選挙運動等の臨時特例に関する法律案(政党法及び選挙法に関する特別委員長提出)

第九 衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案(政党法及び選挙法に関する特別委員長提出)

第十 在外同胞引揚促進の請願(第九九七号)

第十一 中國東北地区残留同胞に救援物資送付の請願(第一一四八号)

第十二 在外同胞引揚促進の請願(第一五七〇号)

第十三 ソ連領からの復員促進に関する請願(第一六四八号)

第十四 在外同胞引揚促進の請願(第一六四九号)

○副議長(田中萬逸君) これより會議を開きます。

福井及び石川縣下における震災に関する苦米地國務大臣の報告

○副議長(田中萬逸君) 福井及び石川縣下における震災についての報告のため、國務大臣苦米地義三君より發言を求められております。これを許します。國務大臣苦米地義三君。

〔國務大臣苦米地義三君登壇〕

○國務大臣(苦米地義三君) 今般北陸地方におきます大震災につきまして御報告を申し上げます。

まず被害の程度であります。昨日午後五時十四分ごろ、福井縣九頭龍川下流附近を震源地とする、きわめて大規模な地震がありました。すでに御承知の通りでございますが、福井、石川兩縣下は特に被害甚大の模様でございます。被害状況は目下調査中でありまして、その詳細はまだはつきりいたしません。が、國家地方警察本部よりの報告及び福井縣知事より内閣總理大臣あての非常電報報告等を総合いたしますと、大體次のような状況であります。

福井縣は、福井市、坂井郡、吉田郡、足羽郡下は倒壊家屋多くありまして、ほとんど全滅の状態、被害が甚大であります。なお、福井市はか数箇町村は火災を起しまして、福井市の大半は焼失したような様子でございます。救助対象の人員は約三十万人であり、死傷者は、今のところ調査不明でございます。その他福井縣下の森田、春江、丸岡、金津、松岡、芦原町及びその附近の村落等も被害甚大の模様でございます。

次に石川縣におきましては、石川縣南部、特に大聖寺町は、三千戸のうち全壊及び半壊家屋はその約五割、その他附近町村にも相當の被害がある模様でございます。

交通の被害の状況につきましては、鐵道においては、北陸線森田・福井駅間で旅客列車が轉覆し、被害が相當ある見込みでございます。その他貨物列車の轉覆、鐵道線路の損壞等のために、列車は不通となつております。

通信の被害及び復旧状況は、通信省の報告によりますと、通信は電信電話とも、大阪、名古屋、東京等より震災地方に対し一時杜絶いたしました。が、ただちに金沢、富山、若狹の各局の非常無線を開通するとともに、鋭意有線の復旧に努力しまして、現在までに有線の連絡状態は、電信は金沢・福井、大阪・敦賀、電話は東京・金沢、東京・富山、東京・敦賀の〆一回線、名古屋・敦賀、大阪・敦賀、金沢・福井、二回線が開通いたしております。福井電話局は機械が倒壊し、福井郵便局舎は半壊いたしました。が、火災は免れたのであります。なお、貯金、保險等の非常拂等の措置方につきまして手配中であります。

道路、橋梁の損害であります。九頭龍川各橋梁はほとんど落ちまして、道路の龜裂がはなはだしいようであります。敦賀・福井間は、自動車交通は可能の状態でありまして、大體以上の程度が、ただいまのところ判明いたしました程度でございます。

次に、中央並びに現地においてつております措置について御報告を申し上げます。

政府といたしましては、今回のこの大地震の被害を深く憂慮するものでありまして、本日ただちに、災害救助法による中央災害対策協議会を召集いたし、應急対策を考究いたしますとともに、關係省を動員し、必要の措置をとらせる準備をいたしております。なお、災害救助法による應急救助費の支出をいたしますとともに、災害の復旧につきましては公共事業費を増額する予定であります。

食糧につきましては、現地凍結米の解除、カン詰、みそ、乳製品等の放出等、農林省において罹災者救助について万全を期してゐる次第であります。また衣料につきましては、商工省、厚生省において必要な処置をそれぞれ講じ、医薬品、衛生材料等につきましては、貨車四輛半をただちに発送いたしました。すでに実施し、または実施中の措置といたしましては、厚生省に災害救助連絡室を急設いたし、次官を中心とした救助対策本部を設け、應急救助態勢を整備いたしました。さしあたり國立病院四箇所、療養所二箇所に對しまして救助班の編成及び現地派遣を指示し、また日本赤十字社、ラサライ会の關係諸団体に連絡し、積極的協力を要請いたしました。關係方面とも

密接なる連絡を保持し、協力方を懇請いたしております。なお昨夜上野発列車で、社会局、予防局よりそれ〴〵保官を現地に急行いたしました。また國家地方警察本部からも保官を現地に特派し、連絡に当らせるとともに、大阪管区本部長をして管下各府縣より約八百名の應援警察官を派遣せしめ、治安に万全を期しておる次第であります。

被害現地におきましては、福井、石川両縣にただちに救助対策本部を設け、災害救助法に基く災害救助隊を動員し、ただちに救助活動に当らせるとともに、隣接府縣に應援を依頼いたしました。新潟縣及び富山縣におきましては、医療班を編成し、應援援護物資を送つて救助中であります。

以上、目下判明いたしております被害の程度及び中央及び現地の対策につきまして御報告申し上げます。(拍手)

福井、石川並びに和歌山縣下における震災の救援に関する決議案(山崎猛君外十三名提出)

○委員余菴省略要求事件)
○笹口昇君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、山崎猛君外十三名提出、福井、石川並びに和歌山縣下における震災の救援に関する決議案は、委員会の審査を省略してこの際上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(田中萬逸君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

福井、石川並びに和歌山縣下における震災の救援に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を求めます。大野伴陸君。

福井、石川並びに和歌山縣下における震災の救援に関する決議案
福井、石川並びに和歌山縣下における震災の救援に関する決議案

衆議院は、福井、石川及び和歌山の各縣下における震災により不測の慘禍を蒙られた同地方民に対し衷心より同情の意を表する。

此の際政府においてはこれが救援について万遺憾なきよう速かにその方途を講ぜられたい。

右決議する。

「大野伴陸君登壇」
○大野伴陸君 私に、ここに衆議院各党各派を代表いたしまして、ただいま議題と相なりました北陸地方大震災救援に関する決議案の趣旨を弁明いたします。存じます。

まず最初に、その決議案の案文を朗読いたします。

の各縣下における震災により不測の慘禍を蒙られた同地方民に対し衷心より同情の意を表する。

此の際政府においてはこれが救援について万遺憾なきよう速かにその方途を講ぜられたい。

右決議する。

「拍手」
ただいま政府より、災害の状況について御発表がありました。その後の状況は、二十九日正午現在において、北陸地方の被害は、福井市は、ただいま報告された通り、一万二千戸の中で約三分の一火災に遭つております。

あるいは全壊二千五百戸、半壊六千戸等々、あるいは石川縣下におきましては、ただいま判明いたしておるところで、全壊が六百四十一戸、半壊千四百戸、あるいは死者六十、負傷者多数と相なつております。殊に石川縣下の大聖寺町は、三千戸の中ほとんど大半が全壊、半壊をいたしておるといふやうな、実に驚くべき次第でありまして、この後の調査の進行によつて被害はまた甚大、今後において通信機關等が復旧いたしましたならば、どんな情報もたらされたいと思つておりますが、まことに同情にたえません。殊に福井市は、さきにかの戦災でほとんど全滅いたしました。このほど、ようやく復興が緒にいたつてあります。重ねてこの災害に対して、まことに同情の言葉すら知らぬやうな次第であります。

す。おそろしく今回の震災は、大正十二年の関東大震災にも匹敵すべきであらうと思われのであります。しかも終戦以來、全國民が精神的、物質的に疲弊困憊しておる現状において、かかる恐るべき天災をまで受けねばならぬことは、返すくも同情にたえない次第であります。(拍手)

御承知の通り、福井、石川、この地方は、絹・人絹織物の産地として、わが國再建の途上、眞に重要な役割を果しておる地方でありまして、この点から見ましても、國家の損害は莫大であり、それだけにまた、復興の一日も速やかならんことを急願してやまない次第であります。(拍手)

連合軍当局におかれましては、いち早く救援のために種々のお手配を煩わしておるのであります。殊に第八軍の司令官アイケルバーガー中將は、北陸震災地区の救援に關し次の通り發表されたのであります。福井市が地震に襲われ、大火災が起つてから七時間の後、スウィング少將指揮下の特別列車が京都から福井に向つた。列車は現地にできるだけ接近して、それより先は列車で搬送したジョブで救援隊が現地に進み、医薬品、救援物資、医師、ジョブ等が福井市に向け急送されておるが、各地軍政部救援隊、c.i.c.調査隊は、四方から福井市に近づいておると發表されております。私は、連合軍

のこの好意に對しまして、全國同胞の名において、心より深く謝意を表する次第であります。(拍手)

なお政府当局においては、もとより應援救援のため万全の処置をとられておるやうであります。が、何分にも資材その他の欠乏しておる際だけに、政府当局におかれても、單に尋常一様の努力では、その目的を達することは困難であらうと思つております。この際、わが衆議院においても、全員一致の院議において、全國民とともに政府を擁護奮勵し、これが一日も速やかなる復旧のために万遺憾なきを期せねばなりません。何とぞ各位におかれても、本決議案の趣旨を諒とせられ、全会一致御賛同を賜わらんことを切に急願してやみません。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決されました。(拍手)

福井、石川両縣下における震災につき同地方慰問のため議員派遣に関する件(議長発議)

○副議長(田中萬逸君) お諮りいたします。昨二十八日福井、石川両縣下における震災につき、同地方慰問のため、特に院議をもつて議員七名を派遣

することとし、その人選は議長に一任されたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬選君) 御異議なしと認めます。よつてその通り決しました。

小田原地検における日東硫黄通りん酸石灰肥料事件に関する緊急質問
(成重光眞君提出)

○笠口君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、成重光眞君提出、小田原地検における日東硫黄通りん酸石灰肥料事件に関する緊急質問、中村寅太郎提出、國鉄労働組合の新ダイヤ反対に関する緊急質問を逐次許可せられんことを望みます。

○副議長(田中萬選君) 笠口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬選君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

小田原地検における日東硫黄通りん酸石灰肥料事件に関する緊急質問を許可いたします。成重光眞君。

〔成重光眞君登壇〕

○成重光眞君 私が特にこの緊急質問をいたします理由は、單に静岡地検における肥料やみ事件ではありませんが、これに関連いたしました、今日法治國

のあり方といたしまして、國民生活の安定、國家再建、對外信用の上から見まして、目下法務廳における司法権の動搖ないしその不安定の状態は、われわれ國民といたしまして、まことに憂慮にたえない点があるであります。

(拍手)

ただいまでは、司法部内における鈴木法務總裁は孤立、浮き上つた形にあると思つてあります。また、福井檢事總長以下檢察廳首腦部の陣営は、ほとんどアンチ鈴木であると考えます。

また、第一線における若手の判檢事團ないし在野法曹團は、これまた強硬なる反鈴木空氣がみなぎつておると考へるのであります。(拍手)この三者の關係は、まことに微妙にして、暗雲たれこめ、軸轡を持つた状態であると考へるのであります。しかも、その空氣は刻々一触即発の危機をはちみつたあることは、司法權の確立上まことに憂うべき状態であると考へるのであります。

これは言はずもがな、鈴木法相の責任であり、小田原事件の質問は、これは從にして、この質問の本旨とするところは、鈴木法務總裁の責任の追及であります。(拍手)

日東硫黄株式會社新編工場における鈴木法相の失策、鈴木義邦氏は……(発言する者あり)もちろん質問の要旨は、日東硫黄株式會社新編工場における法相鈴木氏の失策義邦氏に関する質問に端を発しておるのであります。当時、

去る三月十八日、小田原、國府津の兩駅に、鑛土と品名を詐称して、肥料過渡酸石灰九百五十八俵を、プロカー野口某ほか五名と結託して、マル公一貫九十九圓二十二銭のものを、買当り四十圓の超過利得をもちまして取引した事件は、小田原署から小田原地検に移されたが、當の鈴木氏は、この摘発から間もなく、また四月九日に静岡農林會關係にあてまして、同僚過渡酸石灰四百俵余、やみ輸送したのであります。この件も、静岡地検において摘発されておりますが、やみ利得その他未だはつきりしていませんが、この千三百五十八俵、マル公價格にして百六十二萬六千圓という龐大なる肥料のやみで、檢察廳は、鈴木法務總裁の失策という理由のためか、あるいはこれが政争の具に使われるおそれありとして、か、三箇月前の事件を極秘に付して、外部に漏れることを拒否していたと聞くのであります。單なる物價統制違反であるにもかかわらず、何がゆゑに極秘にこれを付しておるかという点を、私もはなはだ疑うのであります。(拍手)

私は、本件のごときことを、皆さんのうちから御意見もあるように、本議場において質問するがごときは不本意ではありまするが、またしかしながら、断じて私はかくのごときことを政争の具に供することもないと思つておりますが、しかし、すでにその一端が社會に公表され、そりして、事いやくも法務總裁の失策なるがために、私はこれを極秘に付しているといふことこれだけのやみを犯しながら、本人は一身上の都合という理由によりまして、五月二十八日會社をやめ、六月二十五日、本件は事実だが、四月二十三日小田原署で取調べを受け、大體警察の方は了解してくれただけです。その後の取調べを受けないので、事件にならないと思つておる——しかも、この日東硫黄會社の——何がゆゑ、かくのごときことを申されるかしりませんが、前の社長は現内閣官房長官の苦菜地氏であるといふことを言つております。(拍手)

超過利得だけでも六、七十万圓に上る大やみで、しかも國家の重要産業として管理すべき、農村では一塊の肥料でも切望されておる貴重なもの千數百俵といふ大量がやみ流しされておる本事件が、はたして了解事件として簡單に済むことであらうかと、私ははなはだ疑うのであります。(拍手)

今農村は、血の出るような米の供出を強行し、わずかの供出でも愈る國民は、強權の発動を受けております。供出糧穀物資、肥料などは、まったく農民の期待を裏切つておるとき、さなきだに農民は國の重税にあえいでおるとき、農民の最大の関心をもち肥料などが、かくも多量やみ流しされ、しかも、その当人が時の法相の失策であり、かつその會社の前社長が時の内閣官房長

官であるといふような一縷の關連性から、これが極秘に扱われるといふことは、私はいかにも國民に對して疑いを招くものであると考へるのであります。この問題に對する反響がいかに甚大であるかといふことを私も考へますとき、ひいてはまた、かくのごときことが食糧増産あるいは米の供出等に對して思想的に及ぼすところの影響を考へるならば、私もは、かくのごとき事件こそ國民に明白にすべきであると考へるのであります。(拍手)

最近の不當財産取引調査委員會等におきましては、あるいは西尾國務相の土建業者からの献金問題、あるいは森戸文部大臣の資金問題、あるいは北村大藏大臣の佐世保問題など、國民の政府に、また政治家に對するところの不信は、まさに怨望の的となつておるのであります。鈴木法相は、就任以來、かつて農相罷免追放の際黒星となり、西尾國務相の政令違反に對する黒星、あるいは今回……

〔議長、注意〕と呼び、その他発言する者多し

○成重光眞君(續) 日東肥料の……

〔発言する者多し〕

○副議長(田中萬選君) ……注意いたします。

○成重光眞君(續) 承知いたしました。注意を受けました。かくのごとき、農相罷免の黒星、西尾國務相の政令違反、あるいは今回の

小田原事件のときは、鈴木法務総裁といひましたは、満身まさに黒星だらけであります。

最近、司法関係全般の法相に対する不満と反感は、日を逐うて深刻の度を深め、法務廳におけるところの最高幹部、あるいは第一線における若手の判検事の中には、常に辞表をふところに入れておる者があるほど、田満・統制を欠いておるのであります。はたしてこれで司法権の公正明朗なる運営ができるのでありまするか。

昨年、法相就任以来、司法関係ないし中央公職資格審査委員会などは、まことに法治國の國民といひました奇奇怪々、伏魔殿のそしりを免れぬと思ふのであります。(拍手)従つて、本事件がかりに他の地位の者なら百歩を譲るとしても、法相の地位にあるあなたの下には、幾百、幾千という判検事が、國民の地位と名譽と生命を左右しつつあることを思うとき、その最高の責任者たる法相が、身をもつて範を示すべきであると考えるのであります。

かく言う私には、決して本件を政争の具にするとか、あるいは政略的の含みなどはありません。眞に國家社会のため、あるいは司法権の確立のため、ひいては官界眞正のため、あるいは國民思想の高揚のため、法相はいかなる責任觀念を本件に対してもつておられるかということ、私はお伺ひしたいのであります。

かつては法相の部下でありました山口良忠判事は、やみ買いを一切しないというところで法を守り、法を貫徹して、やみを一切拒否して配給生活により、遂に榮養失調で殉死しております。これに対して永江農相は、同じ國民として、やみ米を買わなければ生きていかれないということを國民に公言しております。これとあれとを比較した場合に、山口判事の死と農林大臣との間に、あまりにも私は差のあることを考えるのであります。

しかも、今回の法相の実弟事件は、さきに浦和地検におけるところの田中檢事の少年暴行事件、あるいは衆議院における彈劾裁判訴訟委員会におけるところの静岡事件の天野判事をするめ事件のごとく、司法官のあり方が今日まことに國民の信用を失墜しつつあることを私は遺憾に思うのであります。

昨年、最高檢察廳の幸節檢事は、十一月六日、大阪造兵廠摘発指揮のため……

○副議長(田中高逸君) 成重君、結論にはいられたことを望みます。

○成重光眞君(続) 承知いたしました。——檢事總長の命を受けて、この幸節檢事は、大阪において実弟がわずかに一万五千円の詐欺行爲をしたというところを聞き、その責任をとつて——最高檢察廳における幸節檢事は、弟のわずかに一万五千円の詐欺行爲に責任を

感じて、檢事の職を去つていたのであります。(拍手)法相の部下には、かくのごとく法の尊嚴を守り、司法官としての職責を全うしておる者のあることを考えますれば、当然鈴木法相として、本件に関しては國民に対して責任をとるべきであると私は考えるのであります。(拍手)民を裁く司法官は、山口判事あるいは幸節檢事のごとく、法の神聖を堅持し、節操を守り、國民に信頼を得てこそ、法治國としての司法権の確立を期し得るものであると考えるのであります。

私は、政治家は特に出所進退を明白にし、常に民衆の鑑となるべきであり、いわんや、司法権の最高責任者たる法相の地位にある鈴木法相の行動こそ、敗戦後頹廢したる國民思想または官界に及ぼす影響のいかに甚大であるかを思うとき、潔く國民の鑑となり、司法権の確立と嚴肅にその權威を保持するために、身をもつて責任を明白にし、決意すべきが、私は妥当であると考えるのであります。

○副議長(田中高逸君) 成重君に御注意します。時間であります。

○成重光眞君(続) 私は、あえて私情において忍びざるも、國民道義の高揚と祖國再建の礎となるべく、ここに鈴木法務總裁の決意を質し、その所信を承りたいと思ふのであります。(拍手)

〔國務大臣鈴木義男君登壇〕

○國務大臣(鈴木義男君) 私の……

〔発言する者あり〕

○副議長(田中高逸君) 靜肅に願ひます。

○國務大臣(鈴木義男君) 私の弟が世上の経済違反に関與いたしているということは、まことに申訳のないことであります。深く道義的責任を感じておるものであります。まだ公の報告等はありませんので、事の真相はわかりませんが、弟が小田原警察に始末書を提出して帰りましたときに、私に報告して申しますものには、新潟工場において、労働者諸君の越冬野菜を長野縣から大量に買入れた、割当てられた、それを労働者諸君は、ぜひ会社の負担において買つてくれということ

を要求せられましたので、ほかに財源がないために、工場長、各課長、係長等が協議をいたしました結果、やむを得ず、雑分のはいつております肥料を各二、三貫目づつ労働者諸君に実物給與する代りに、これを処分いたしました。と、その代金をもつて野菜を買つて與えたということでありまして、遺憾ながら経済違反たることは間違いないのであります。ただいま調査中であると存じますから、法に従つて処断されることを確信いたしますのであります。

〔成重光眞君登壇〕

○成重光眞君 ただいま鈴木法務總裁は、まことにあいまいにして不徹底な答弁をなされました。鈴木法務總裁

の言われることがほんとうか、あるいはこの二十六日の読賣新聞に出ていた記事がほんとうか、私はいづれがほんとうかを質したのであります。この新聞に出ておりますことによりすると、含有量一六%にして優良なる過燐酸石灰肥料ということが出ております。この点について私どもは、鈴木法務總裁の言われたことは、まことにけしからぬ言葉であると考えます。

それから責任の問題に關しましては、非常にあいまいなことを言われておりますが、あるいは調査中であるとかいうことを言われますが、少くともこの問題に關しては、鈴木法務總裁は……

〔発言する者多し〕

○副議長(田中高逸君) 靜肅に願ひます。

○成重光眞君(続) すでにこの事実を認めまして、経済違反として本人に対しては処断すべきであるということを言われております。これに対して、未だ調査未了である、しかも、いやしくも三月に起りましたこの事件が、今日まであいまいにして、調査未了であるとかいうようなことは、まことに私どもは、司法権のあり方に対して遺憾千萬に存するのであります。微々たる経済違反等に國民の多くが問われておる今日、この法務總裁の弟なるがためにもありますまいが、私どもは、かくのごとき事犯が、いつ／＼までも國民

のうちに疑惑の中におかれることを、司法権確立の上において、はなはだ遺憾に思ふのであります。しかも、檢察廳における今日の空氣は、その全体がアンチ鈴木であるという点におきまして、司法権確立の上において、当然私は責任をとるべきであると考えるのであります。この点に対する答弁は必要といたしません、政治家とし、あるいは法相として、当然責任をとるべきであるということを強調して、私の質問を終ります。

〔發言する者多し〕

○副議長(田中萬逸君) 靜肅に願います。

〔國務大臣鈴木義男君登壇〕

○國務大臣(鈴木義男君) 法務總裁の弟であるからといつて、法の適用を二、三にするというようなことは断じてないことを、わが檢察廳の名譽のために、ここにお答えを申し上げておきます。ただこの事件は、いわゆる稟請事件ではありませんから、何ら私は関與しないのであります。従つて私は承知しないといふことを申し上げておるのであります。私の責任につきましては、事実の内容等をよく調査いたしました、責任を負うべきものがあります。するならば、喜んで責任をとるつもりであります。お答え申し上げます。

〔發言する者多し、議場騒然〕

○副議長(田中萬逸君) 成重君。

〔發言する者多し、議場騒然〕

〔成重光眞君登壇〕

○成重光眞君 私は議長から許されておりますから……(發言する者多し、議場騒然)議長から發言を許されましたから、きわめて簡単に再質問をいたします。——簡単に法務總裁に対して再質問をいたします。私が尋ねたした肥料の数量の点について、あるいは……(發言する者多し、議場騒然、聴取不能)であることとお認め願えるものは……(發言する者多し、聴取不能)その点だけの回答を明らかにお願い申し上げます。

○副議長(田中萬逸君) 答弁がありません。——答弁がありません。

○國務大臣(鈴木義男君) 法務總裁の弟であるからといつて、法の適用を二、三にするというようなことは断じてないことを、わが檢察廳の名譽のために、ここにお答えを申し上げておきます。ただこの事件は、いわゆる稟請事件ではありませんから、何ら私は関與しないのであります。従つて私は承知しないといふことを申し上げておるのであります。私の責任につきましては、事実の内容等をよく調査いたしました、責任を負うべきものがあります。するならば、喜んで責任をとるつもりであります。お答え申し上げます。

○副議長(田中萬逸君) 國鉄労働組合の新ダイヤ反対に関する緊急質問(中村寅太郎君提出)

〔田中寅太郎君登壇〕

○中村寅太郎君 私は、このたびの國鉄ダイヤ改正の問題に對し國鉄労働組合とつております反對運動の件に關しまして、首相並びに運輸大臣、加藤首相に對し質問をいたしたいと思ふのであります。

國鉄の平時型ダイヤ改正が七月一日から実施されるという當局の発表は、その内容はとにかくといたしまして、殺人的な交通地獄から解放されるものとして、最近にない明るい感じを國民

一般に與えたのであります。終戦以來今日までの交通地獄は、國民大衆を塗炭の苦しみの中に追いこんだのであります。國民大衆にとりましては、今日の交通状態は非常に大きな負担であり、苦痛であり、歴大な時間の浪費であつたのであります。それが今回の改正で幾分でも緩和されることは、まずわれわれは心から喜ぶべきこととして賛意を表すると同時に、政府當局の苦心の存するところとその努力に對し敬意を表しておつたのであります。ところが、國鉄労働組合中調委は、去る二十七日、運賃値上げ反對闘争運動の一環として、ダイヤ改正にも反對を表明し、七月一日以降の列車運行は現行ダイヤで実施せよとの闘争指令を全國支部に発したというのであります。これが、われわれ交通地獄から解放されるものとして待望いたしておつた者といひましては、晴天の霹靂と申します。か、冷水を浴びせられたような氣持をもつたのであります。

國鉄労働組合の加藤委員長は、今回のダイヤ改正は當局の一方的判断に基くもので、これを強行するときは非常に危険な事態を招くことが予想されると、重大な意見を述べているのであります。この点、われわれはにわかに信じ得ないのであります。また國鉄労働組合といふことも、何ら根拠ないところの、でたためを言うとも考えられないのであります。これを考えますときに、われわれは、政府の示しております改正ダイヤが正しいのか、これができないという労働組合の態度が正しいのか、判断に迷わざるを得ないのであります。政府のこの発表いたしましたダイヤ改正に對しましては、事前において現業職員とも十分打合せがあつて、あらゆる角度から調査検討の上決定したものと了解しておつたのであります。これに對しまして労働組合は、今日否定いたしているのではありません。この点に關し、運輸大臣としての責任において、いづれが正しいのであるか、さらにこの國鉄労働組合の反對を押し切つて、七月一日から敢然と実施し得る自信と見通しをもつておるかどうかといふことについて、私は責任ある回答を要求するものであります。(拍手)

國鉄のダイヤ改正は、全國に直接關係を有するところの重大なる問題であることはもちろん、これをなすには、配置人員であるとか、あるいは方法、あるいは配車等に関しまして、多岐にわたるところの技術が必要とする現況でございますので、これを一たび政府が発表いたしますには、その基本的な調査検討を十分加えての上、これが大丈夫であるという固い自信の上に、計画が立てられなければならぬと思ふのであります。それに対して國鉄労働組合が申しておりますことを信ずるといたしますならば、このダイヤを強行すれば非常に危険な事態を予想されるということを言うておるのであります。これは國民といたしまして、聞き捨てならない問題であると私は考えるのであります。もしも、この國鉄労働組合の言うことが正しいといたしますならば、このダイヤを強行することによつて、その危険が國民に與えられるというところを考へますときに、この政府の発表に對する責任は重大なるものがあると思ふのであります。(拍手)この點に對して、當局の責任ある回答を私は要求するのであります。

さらに私は、最近における國鉄の労働運動について、いささか批判をいたしてみたいと思ふのであります。今日本の再建を考へます場合には、まず國民ことごとくが、はじめに眞剣に努力を続けなければならぬと思ふのであります。その点から私は、昨年の議會におきまして、國鉄の従業員諸君が、はじめに、眞剣に、現在日本の農村において農民が食糧確保のために努力しておるような眞剣な姿で、列車の運轉に従事してくれましたならば、現在よりもより愉快な、より楽しい國民の旅が出来ることを私は信ずるといふことを申し上げて、彼らに警告を與えたのであります。しかしながら、終戦後三箇年になりますけれども、われわれが靜かに見ますときに、國鉄の面において、従業員等の努力によつてサービスが改善されていっておるといふ姿

は、まことに微々たるものであつて、十分といふところまで行かないのであります。私は、この点を考え、國鉄従業員が、あらゆる悪条件を克服して國鉄の使命を貫徹し、國家輸送の大任を果して下さることを衷心願ひているものでございますが、このたび國鉄労組のとつております態度、これについては、われ／＼は十分冷静なる批判と厳正なる処置を考えなければならぬと思つております。

今日労組がとつておりますところの態度が、もしも強行いたされまるといたしましたならば、政府が責任をもつて發表いたしましたところの國鉄ダイヤの改正は、私は実行し得ないものと考えらるべきであります。(拍手)かくのごとき重大なことが、國鉄の資金値上げ反対運動の一環としてなされるといふことは、私は國家のためにまことに容易ならざる重大事であると思つてあります。(拍手)かくのごときことは、労組がいかなる法的根拠によつてこれをなし得るのか、さらに法的に根拠がないとすれば、首相としては、いかなる処置をとつてこれに對し、國民に公約したところの國鉄ダイヤを七月一日から決行するか、その信念と、その方針、計画について、私は責任ある回答を要求いたすものであります。

〔國務大臣岡田英一君登壇〕
○國務大臣(岡田英一君) 中村君の御質問に對してお答え申し上げます。

今回の國鉄の時刻の改正は、昨年の秋ごろから計画してきなものでありまして、組合側とは、本年の三月ごろから、具体的な事項を提示いたしまして、協議をしてきたのでございますが、具体的条件等に対しまして、意見の開陳は別になつたのでございます。この時刻改正は、中村君も御指摘になりましたように、國民に對しまして明るい感じを與えておるといふことは、私も認めるのであります。すなわち、貨物の本年度一億三千万トン輸送の実現、旅客輸送増強、並びに列車の速度を緩和いたしまして、石炭消費節約のために進行ものでありまして、実施時期はむしろ遅きに失するくらいに思つておるのでございます。従来委員の協力を得ますならば、円滑に遂行することができると確信をしておる次第でございます。ゆゑに組合側が、従来の折衝を通じまして、明確な意思の表示がなかつたのかかわらず、今回二十六日、突如として新ダイヤに反對の指令を發せられましたことは、まことに遺憾でございます。これに對しまして當局は、その指令の撤回を求めて、数回交渉を重ねますとともに、一方昨二十八日に、既定方針通りにダイヤ改正を實行いたしますために、運輸大臣名をもちまして業務命令を發しました次第でございます。組合があくまで指令を撤回しないならば、七月一日以降におきまして、あるいは一部に混乱等が懸

念されぬでもないでございますが、政府といたしましては、進駐軍輸送もあることであり、そのような事態を引き起さぬために、円満にダイヤの切替を実施するために最大の努力を拂ひ、ぜひとも予定通りにダイヤを實行したいと考えておるのでございます。なお、組合側の右のごとき指令は、經營權の不当な侵奪でありまして、もし不當に業務命令に従わざる者が出ましたような場合には、相當の措置を講じますことはもちろんでございます。しかしながら、當局といたしましては、ただいまのところ、組合側の理解によりまして、交渉・協議によりまして、円満にダイヤの切替ができることを信じ、また予想しておりますのでございまして、今後におきましても、この方針をもつて最大の善処を仕りたいと存じております。(拍手)

○中村實太君 總理大臣と労働大臣に要求しておつたはずであります。

〔國務大臣加藤勤十君登壇〕

○國務大臣(加藤勤十君) 明確に労働行政の範圍に関する御質問でありますれば、私の所管に関する限り明確にお答えいたしますのでございますが、ただいまは主として運輸大臣に對する御質問であつたと思ひますから、私は……。

〔發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜粛に願ひます。

○國務大臣(加藤勤十君) 最初のうち、私は席にいませんでしたから、一番初めにどのようなことを御質問なさつたか知りませんが、大体國鉄の問題に關しましては、労働大臣として、運輸大臣が今御答弁申し上げたことが政府の方針である。こうお答えしておきます。(拍手)

〔國務大臣菅田均君登壇〕

○國務大臣(菅田均君) 輸送力増強のために新ダイヤを編成することの必要は、諸君のすでに十分御承知の通りであります。この問題について、労働組合に對しては、運輸省當局より、それぞれその理由をよく説明しておりますから、このダイヤの実行については……。

〔發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜粛に願ひます。

○國務大臣(菅田均君) 必ず既定の期日に実行し得ることと信じております。(拍手)

○國務大臣(加藤勤十君) 明確に労働行政の範圍に関する御質問でありますれば、私の所管に関する限り明確にお答えいたしますのでございますが、ただいまは主として運輸大臣に對する御質問であつたと思ひますから、私は……。

〔發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜粛に願ひます。

○國務大臣(加藤勤十君) 最初のうち、私は席にいませんでしたから、一番初めにどのようなことを御質問なさつたか知りませんが、大体國鉄の問題に關しましては、労働大臣として、運輸大臣が今御答弁申し上げたことが政府の方針である。こうお答えしておきます。(拍手)

〔國務大臣菅田均君登壇〕

○國務大臣(菅田均君) 輸送力増強のために新ダイヤを編成することの必要は、諸君のすでに十分御承知の通りであります。この問題について、労働組合に對しては、運輸省當局より、それぞれその理由をよく説明しておりますから、このダイヤの実行については……。

〔發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜粛に願ひます。

○國務大臣(菅田均君) 必ず既定の期日に実行し得ることと信じております。(拍手)

○國務大臣(加藤勤十君) 明確に労働行政の範圍に関する御質問でありますれば、私の所管に関する限り明確にお答えいたしますのでございますが、ただいまは主として運輸大臣に對する御質問であつたと思ひますから、私は……。

〔發言する者多し〕

の件を議題といたします。委員長長の報告を求めます。外務委員長安東義良君。

万国郵便條約及び小包郵便物に関する約定に加入することについて承認を求めるの件

万国郵便條約及び小包郵便物に関する約定に加入することについて、日本國憲法第七十三條第三号但書の規定に基き、國會の承認を求める。

万国郵便條約及び小包郵便物に関する約定に加入することについて承認を求めるの件に関する報告

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔安東義良君登壇〕

○安東義良君 ただいま議題と相なりました、万国郵便條約及び小包郵便物に関する約定に加入することについて承認を求めるの件について、外務委員會における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、六月二十五日政府から國會に提出され、ただちに本委員會に付託されましたので、翌二十六日及び二十八日の二回にわたる委員會を開き、外務、通信兩省政府委員の出席を求め、本件について審議いたしましたのであります。本件は、新憲法下條約審議の最初の事例でありますので、本委員會といたしまして慎重に審議し、活発に質疑應答及び討論が行われました。

政府委員の説明によれば、昭和十四

年五月二十三日、ブエノスアイレスにおいて署名された万国郵便条約及び関係協定は、本週末をもつて廃止され、七月一日以後は、昭和二十二年七月五日パリにおいて署名された万国郵便条約及び関係協定が、これに代つて実施されることとなり、わが國としても旧條約に加入していた關係もあり、かつまた今回新條約に加入し得る状態となつたので、右の万国郵便條約及び小包郵便物に關する約定に加入することとしたのであります。

次に、新万国郵便條約成立の経緯その他につき詳細に政府側の説明がありました。が、それを要約いたします。まず、第十二回万国郵便連合會議は、昭和十四年ブエノスアイレスにおいて開催されました。前會議の決定により、五年後の昭和十九年にパリで開催される予定であつたところ、戦争のため延期され、昨年五月七日からパリで開かれたのであります。右會議は、總數八百二十一件に及ぶ各國の提議を審議の上、万国郵便條約ほか七種類の約定及びこれら條約、約定の施行規則の條項を決定し、七月五日に、各國委員が各條約、約定の原本に署名を了したのであります。なお、新郵便條約に署名した國は七十六箇國、小包郵便約定に署名したのは六十三箇國であります。本條約の最終議定書には特別規定を設けて、條約及び約定への加入を一時妨げられてゐるドイツ國、日本國及び朝鮮

は、責任當局が適當と判斷するとき、正規の手續、すなわち連合構成國三分の二以上の承認を得ずとも、外交上の形式により、当該政府からこれをフランス共和國政府に通知し、かつ同國政府から他の連合國に通知することにより、これらの條約、約定に加入することができるとなつてゐるのであります。

新パリ條約が、旧ブエノスアイレス條約と比較して相違した主要点をあげますれば、

一、万国郵便連合と國際連合との間に協定が締結せられ、万国郵便連合は國際連合の專門機關として認められ、これを本條約の規定に明らかにしたこと。

二、万国郵便條約へ新たに加入しようとする場合、從前の規定では、当該國政府からスイス政府に外交上の手續により通告するだけ足つたのであります。が、新條約では、加入通告のほか、連合構成國の少くとも三分の二の承認を要することとなつたこと。

三、万国郵便連合の大會議から次の大會議までの間において事務の継続を確保するため、実施連絡委員會をスイス國ベルン市に設置し、原則として一年一回定時會議を開催することに相なつたのであります。

日本政府は、六月上旬にこの條約の全文を入手しましたので、政府においては、翻譯その他右條約加入のための準備に就意努力しておりましたが、さし

むき必要と認められる本條約及び小包郵便物の約定に加入するを適當と認め、關係筋の正式承認を得た上、六月二十五日閣議の承認を得まして、ただちに國會に提出した次第でありまして、効力発生日も七月一日に迫つております關係上、早急國會の承認を得べき旨の政府側要望があつたのであります。

次いで、本委員と政府委員との間に質疑應答が行われましたが、その詳細は會議録に譲り、ここでは、そのうち最も問題となつた諸点を述べることにいたします。

まず、外國郵便の現状についての質問に対し、政府側としては、現に外國郵便については、一昨年九月から、連合軍當局の承認により逐次業務を開始し、現在は通常郵便物については例外なく業務が行われており、小包郵便についても、外國より日本向けのものは自由に行われており、日本より外國向けのものも、目下國會に提出中の郵便法の一部を改正する法案が通過すれば、例外なく自由に行われ得ることとなる旨の應答がありました。

また、新パリ條約に加入することにより、わが國として特に有利となることがあるか、特にないといふのであれば、わが國は占領下獨立國家としての機能も十分に発揮し得ない今日でもあるから、十分な審議の余日も少ない

のに、取急ぎ本條約等に加入する必要があるのかとの質疑がありました。が、これに対し政府側としては、新條約は旧條約と大差はないが、幾多新規な技術的規定を含んでおり、実施期日も七月一日に迫つておること、殊に郵便連合事務局よりも加入方の勧誘があり、連合軍當局より特に加入許可の正式通知もあつた次第で、その示された好意にこたへるためにも、早急加入を実現いたしたく、かつ本件は終戦以來條約締結について最初の事例であり、これからその他の條約へ加入する前例ともなり、國際社會への仲間入りの第一歩ともなることで、十分意義あることと信する旨の應答がありました。

次に、本條約加入の結果、條約上の權利義務が生ずると思はれるが、現在連合軍の占領下におけるわが國が、完全に權利を行使することができぬかにつき質疑がありました。が、これに対し政府側として、本件のごとく、條約中に占領下における日本の加入を予想して加入の手續をも規定しており、責任當局の承認の上で加入するものであるから、條約上の權利は十分行使し得るものと信する旨の答弁がありました。

さらに、本條約中國際事務局の経費の分担につき質疑がありました。が、政府側から、旧條約時代では、わが國は一等國として、朝鮮その他の屬領地の分を加えて年約一万七千スイス・フランを分担したが、新條約では、わが國は依然一等國として、大体一万二千フランを分担することとなつており、朝鮮は第四等國として分担金を課せられておるとの應答がありました。

最後に委員側から、本件加入の承認を國會に求むるについて、政府側が、今回のごとく國會閉會間際に至り、十分の審議を盡すの余日なきに至つて、かかる重要な條約の早急承認を求めらるることは、はなはだ安當を欠く措置なりとして、今後は政府當局において、條約その他の參考資料も委員會開催前に配付し、本委員會側ともあらかじめ十分連絡を遂げ、委員會に十分検討の機会を與えらるるよう措置せられたい旨の要望がありました。が、政府側注意すべき旨の答弁がありました。

右をもつて質疑を終了し、討論に入り、委員竹内克己君より、本條約及び約定は、現下の事態に鑑み、政府の要求通りこれを承認することに異議はないが、今後條約案の審議に際しては十分なる審議の余地を與えらるるよう政府側に嚴重なる注意を促すべしとの意見が述べられ、また委員若松虎雄君より同趣旨の意見が開陳せられた後、討論を終結し、本委員會は、今後政府において國會に條約の承認を求めらるるに際しては、本委員會に十分なる審査の機会を與ふるよう政府當局に嚴重要望し、至急一致をもつて本件を可決いた

政府製造たばこ價格表

[illegible]

タバコの買上げ価格を二倍程度に引上げてもらいたいという希望を附して、今回の値上げに賛成意見を開陳されたのであります。

次いで、六月十八日の委員会におきましては、川合彰武委員より、配給タバコ増配の意図ありや否や質しました。これに対して政府より、本年度約十三億本を増配し、また職域配給の増加も考えておるので、実質的には一般大衆の負担に影響することが少ないものと考えておる旨の答弁がありました。

さらに社会党、民主自由党、民主党の各委員より、今回の値上げは、窮迫せる國家財政の事情に鑑み、やむを得ぬものとは思いますが、國民の家計に及ぼす影響を考え、配給タバコの増配を早急に行つて、実質的に購入費の増高とならぬように一段と努力せよという強い希望があり、政府もまたこれを了承したのであります。

かくて質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決に入らんといたしましたとき、第一議員クラブの堀江委員より、タバコは生活必需品である、大衆負担を増大し、やみタバコの値上げはインフレに拍車をかけるから、賛成できぬ旨の発言があつたのであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松岡駒吉君) 本案に対しては、北二郎君より、成規の賛成を得て修正案が提出されております。この際その趣旨弁明を許します。北二郎君。

製造たばこの定價の決定又は改定に關する法律案(北二郎君外二十名提出)

製造たばこの定價の決定又は改定に關する法律案(内閣提出)の一部を次のように修正する。

政府製造たばこ價格表中、朝日「二〇〇円」を「七五五〇銭」に、ピース「六〇〇円」を「五〇〇円」に、いこい「四〇〇円」を「三五〇円」に、ハッピー「三〇〇円」を「二五〇円」に、きんし「二〇〇円」を「一五〇円」に、ききより「一〇〇円」を「五〇円」に、「三〇〇円」を「二〇〇円」に改める。

【北二郎君登壇】

○北二郎君 私は、ただいま上程になつております製造タバコの定價の決定または改正に關する法律案に對しまして、本案に反對し、左の修正を要求するものであります。

すなわち、製造タバコの定價の決定または改正に關する法律案中、左の通り修正す。朝日、きんし、のぞみ、ピース、新生は、現行通りすえおきと改む。ハッピーは十本三十円を二十五円に改む。いこいは十本四十円を三十五円に改む。ききよりは十グラム二十円を、三十グラム二十円に改む。以上であります。

官報号外 昭和二十三年六月三十日

衆議院會議録第七十三号 製造たばこの定價の決定又は改定に關する法律案

した趣旨弁明をいたしたいと思ひます。

御承知の通り、昨年度における不当なる徴税と極端なる通貨圧縮のため、國民の間には非常なる金詰りを來しておるのであります。特に農民その他の勤労者は多大なる苦痛をなめつつあることは、言をまたざるところであります。すなわち、タバコの値上げにより一番困るのは農民その他勤労階級である。タバコはすでに嗜好品ではなく、生活必需品の域に達しているものであります。このタバコの値上げをすることは、それ自体がすでに必需品の域に達しているものでありますので、たとい賃金を上げたとしても、そのバランスはとれなくなり、物價と賃金の惡循環を來すおそれがあるものであります。

政府がいくら健全財政を唱えても、これでは財政的に破綻を來すことは火を見るよりも明らかであります。またタバコの税金は、大富豪のむ一本にも、貧乏の他勤労者のむ一本にも、まったく同率に課せられるもので、應能課税の鉄則を無視したる惡税である。すなわちタバコの大増値上げは、貧乏人の血を搾つて、やみ成金の脱税を補填する惡政治である。政府は現にやみ成金が巨額の脱税をしておることを承知しておるはずである。たゞやみ利得を捕提することが困難であるから、最も政治的に抵抗力の少ない貧乏人の膏血を吸いとる安易の途を選んだのである。やみ利得の捕提ができるかできないかは、徴税技術の問題と言わんよりは、むしろ政府に政治力があるかないかの問題である。もつぱらタバコや運賃や郵便料金の値上げによつて予算のつじつまを合わせるに汲々たる現内閣の財政政策は、端的に現内閣の政治力の貧困を告白する以外の何ものでもないものであります。

經濟安定本部が、不安定インフレ促進本部からわかれぬが、新物價体系と稱して、一躍三倍も四倍も物價の引上げを断行して、労働賃金は二割ないし三割増しで、これでは國民生活がきつくなるのは当然である。しかも政府は、値上げをしなくともよいものまでも、どん／＼上げていく。このたびの予算を通じまして、いかにして値下げをしてこの惡性インフレを切り抜け、國內經濟を確立しようかというまじめな考えが、毛頭ないように思われるのであります。國民は決して物價の値上げを好んでゐるのではないのであります。政府みずからがこのがんをつくつてゐるのである。私は、この点におきまして、現在政府の財政政策はどうかしてゐると思ふ。また、そう考へるこゝとがえつて日本のためだと信ずるかと言ふのであります。

これによいと思つてやつたことが、よくなかつたことは、敗戦でよく／＼わかつたことと思ふ。わが國の財政政策が、戦時中から今でもまだ同じこと

を繰返し、あらゆる生産が著しく減退してゐるにもかかわらず、これを支持しておる政治家の人たちは、一体これでよいと思つてやつておるのであります。通貨は一兆という天文学的な数字に上り、未曾有の惡性インフレが到來することは、あまりにも明らかである。しかるに、これでもまだ氣がつかぬのか、氣がついていても、まだ無理押しをするつもりなのか、終戦近くでも、國內に引寄せて決戦だと言つておつた人たちと同じ感があるものであります。竹槍と、その辺に穴を掘つておるようなものである。それになお、今までの方法に輪をかけて、タバコや運賃や郵便料金を上げる、これでは國民はたまつたものではないのであります。また今回のタバコの値上げにしては、タバコ生産者の方は、まったく子供だましのような方法で、大幅の値上げ等は一向に考へられていないのであります。

さらにまた、特にわが農民から申し上げるならば、昨年の農産物の價格はパリテイ計算だと言ひながらも、他の諸物價、労働との公平が保たれず、パリテイ計算の原理である諸物價の均衡をまったく欠くものである。すなわちパリテイ計算の原理は、諸物價の改訂と同時に進めなければならぬ。しかも農民は、昨年の収入で本年を經營しなければならぬものである。すでに一〇〇%の出荷を終つても、自由意思

で販賣の時期を定めたのではなく、政府が出荷の時期を強制したものであるから、諸物價の改訂と常に並行して主食價格を追加して支拂うのが當然であるにもかかわらず、政府は一向に支拂う意思がないようである。

パリティ計算の基礎品目として重大なる役目をしてゐるタバコの價格においても、一方は上げて、一方はすえおきである。しかも一方、昨年度の米價に對し、今回の物價改訂による追加支拂は、過般も國會において決議をしてゐるにもかかわらず、政府は當然支拂うべきものを支拂わずに、とるものは遠慮なく取上げるのである。またた、タバコその他の値上げは農民を欺くものである。そしてその結果は、農民その他勤勞者のみに犠牲を負わしむることになるのである。ゆえにわれわれは、斷固として反對せざるを得ないのであります。

一方またタバコの質から申しますならば、きんしの質は、終戦直後は、日本産の優秀葉、すなわち黄色葉が四五%、米國の葉が一〇%、他は日本の在來種のものでありますが、現在におきましては、黄色葉が二五%、他は日本の在來葉、その上にいたどりが六%もはいつておるのであります。その質におきまして、まったく低下してゐるのであります。また戦前の價格と比べますれば実に百六十倍近くになり、またわれわれは、今のピースと戦前にお

けるきんしを比較いたしますときに、大体これで同質だと思われるのであります。その見地からいたしますれば……

〔簡單々々と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○北二郎君(續) 実に九百倍にもなるのであります。これは、現行の十本六円を十一円に値上げしようとするのでありますから、いかに政府が國民に無理を押しつけておるかということがわかるのであります。

また、政府発表の数字によりますれば、ピースは、人件費、包裝費、これを含めて原價計算いたしますれば、十本四円五十銭になるのであります。しかも、その質の内容は、黄色種の葉が六〇%、香料・砂糖入りであるが、戦前の同質のタバコと比較すれば、ピース六十円は、政府発表の統計によつてみますと、実に二百七十倍である。これはいかに不当な價格であるかということがわかるのであります。

次にまた、國民消費資金と專賣益金との比率についてみますならば、昨年生産を四十円に値上げしたときに、政府の予定では一〇〇対五であつたが、しかし、これが賣れたために収入減で、一〇〇対三・五にしか達しないのであります。ゆえに、單に値上げをいたしまして、これは賣れない。その結果においては、政府収入も減ずるこ

とは明らかであります。皆さんにおきまして、おそろく私の申し上げておることについては御異議のないことと思ひますが、ぜひわれわれのこの修正案に御賛成くださることをお願いいたしますして、修正案提出の趣旨といたします。

なお本案の採決に對しましては、記名投票をもつて採決されんことをお願いする次第であります。

○議長(松岡駒吉君) この際討論の通告があります。これを許します。堀江實藏君。

〔堀江實藏君登壇〕

○堀江實藏君 製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律案につきまして、簡單にただいま北君から提出になりました修正案に賛成し、原案に反對の意見を申し述べたいと思ひます。

まず第一に、なぜわれわれが原案に反對するかということでありまして、これは、タバコが嗜好品でなくして生活必需品の域にはいつておる。しかも委員長報告にありましたように、政府は配給數量を殖やすと言つておりますが、ただそれは現在の五十本を六十本にするにすぎない。すなわち配給量を増ししても、たつた一日に二本であります。タバコをのむ人が、おそろく二本や八本や十本でいいかどうか、それはすでに皆さんのよく御承知の点であります。こうした配給状態にあるときにおいては、足らぬところは、やは

り高いタバコを買わなければならぬ。もちろん、今回のタバコ値上げの中に安いタバコはあります。しかし、自由販賣價格の二百四十本のうち、百八十本は高級タバコである。そういう意味において、それが完全に大衆課税の性質を帯びておることである。ます。(拍手)

次に、この値上げインフレを煽揚するといふ問題であります。農村に歸りまして、まだピースが五十円のとぎタバコ一箱と米が三升である。こうした價格の不合理がインフレを促進することになるといふことは、はつきりした事実であります。

さらに、これがやみタバコを増加せしむるという問題であります。このやみタバコの原價は、大体当局なんかの指示しておるところによりまして、十円ないし十五円だということでありました。こうした大きな値上によつて、やみタバコがますます氾濫する。政府は、今回煙草專賣法の一部改正法案を提出しましたが、法律で罰則を強化するとしても、こうした不合理が包蔵されてある以上、絶対にやみタバコは絶滅しないということを私は考へるものであります。

さらに、配給量の低下であります。昨年度よりも本年度の計画は、二〇%配給タバコが少くなつておるといふ事実を見逃してはなりません。

さらに一番重大なことは、國民消費

との比率の問題であります。昭和二十二年に、政府は國民所得に對して五%の收入を見込んでおりました。しかし、皆さんすでに御存知のように、あのばかげた新生の不成功によりまして、結局三・五%に落ちたといふ事實を考へてみましたならば、昭和二十三年度において九百四十三億を見込んでおりますが、この九百四十三億は、國民所得に比較しまして五・六%に當ると思ひます。昨年の実績からいたしましても、おそろくこうした底大なる九百四十三億の收入は得られぬということ、われわれの統計から、これを信ずるものであります。

次に、國民大衆の意向を無視しておる。專賣局勞組が中心になつてタバコ値上げ反對請願署名運動をやつておりまして、委員会にも二十五万人の署名をもつてまいつておりましたが、實際において何百万の署名が今でき上つておるのであります。民主的な國會がこうした大衆の要望を認めないということは、はたして民主的であるかどうか、それを疑ふものであります。

そして、われわれが最も反對しなればならないことは、このタバコ値上げは三千九百九十三億の底大なるインフレを煽揚する、大衆收奪、資本家擁護の予算の基本をなしておるといふ点であります。われわれは、こうした予算をたたくために、ぜひタバコの値上げを食い止めるべきではない。皆さん

物資調査部を置く。
官房及び各局部の分掌事項及び分課は、長官がこれを定める。
第四條 長官は、經濟安定本部總務長官たる國務大臣を以て、これに充てる。
長官は、廳務を統理し、部下の職員を指揮監督する。
副長官は、長官を輔佐し、廳務を掌理する。
局長及び部長は、經濟警察官を以て、これに充てる。局長及び部長は、上官の命を受けて、局又は部の事務を掌理する。
第五條 中央經濟警察廳の職員は、國家公務員法の規定に従つて、これを任命する。

第六條 第一條第二項の事務に關し中央經濟警察廳及び關係各廳の間の連絡調整を図るため、中央經濟警察廳に、中央經濟警察委員會を置く。
委員會は、委員長及び委員を以て、これを組織する。
委員長は、副長官を以て、委員は、法務廳、最高檢察廳、經濟安定本部、物價廳、建設院、中央經濟警察廳及び國家地方警察本部の官吏並びに大藏、厚生、農林、商工及び運輸の各省部内の官吏の中から、内閣總理大臣が、これを任命する。
委員會は、第一條第二項の事務について、長官に建議することが出来る。

前四項に規定するものの外、委員會に關し必要な事項は、長官がこれを定める。
第二章 管區經濟警察廳
第七條 全國を八經濟警察管區に分ち、各經濟警察管區に、管區經濟警察廳を置く。

管區經濟警察廳は、内閣總理大臣の管理に屬し、當該經濟警察管區における第一條第二項の事務を掌る。
經濟警察管區の区域及び名稱並びに管區經濟警察廳の位置及び名稱は、別表第二による。
第八條 各管區經濟警察廳に廳長一人、部長二人及び總務課長一人並びに政令の定めるところにより經濟警察官その他所要の職員を置く。
第九條 各管區經濟警察廳に總務課、監査部及び査察部を置く。
總務課及び各部の分掌事項並びに各部の分課は、廳長がこれを定める。

第十條 廳長は、經濟警察官を以て、これに充てる。廳長は、中央經濟警察廳長官の指揮監督を受け、廳務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。
部長は、經濟警察官を以て、これに充てる。部長及び總務課長は、廳長の命を受けて、部又は課の事務を掌理する。
第十一條 管區經濟警察廳の職員は、國家公務員法の規定に従つて、これを任命する。

第十二條 各經濟警察管區における第一條第二項の事務に關し管區經濟警察廳及び關係各廳の間の連絡調整を図るため、各管區經濟警察廳に、管區經濟警察委員會を置く。
委員會は、委員長及び委員を以て、これを組織する。
委員長は、廳長を以て、委員は、第六條第三項に規定する各省各廳部内の地方行政機關の職員（北海道にあつては北海道知事を含み）及び高等檢察廳の官吏の中から、中央經濟警察廳長官が、これを任命する。
委員會は、當該經濟警察管區における第一條第二項の事務について、廳長に建議することが出来る。

前四項に規定するものの外、委員會に關し必要な事項は、中央經濟警察廳長官が、これを定める。
第三章 地方經濟警察廳
第十三條 都府縣の区域ごとに、地方經濟警察廳を置く。北海道に四以内の地方經濟警察廳を置く。
地方經濟警察廳は、内閣總理大臣の管理に屬し、當該区域における第一條第二項第一号乃至第六号及び第八号の事務を掌る。
第十四條 各地方經濟警察廳に廳長一人及び政令の定めるところにより經濟警察官その他所要の職員を置く。

第十五條 廳長は、經濟警察官を以て、これに充てる。廳長は、管區經濟警察廳長官の指揮監督を受け、廳務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。
第十六條 地方經濟警察廳の職員は、國家公務員法の規定に従つて、これを任命する。
第十七條 中央經濟警察廳長官は、必要と認める地に經濟警察署を置き、地方經濟警察廳の事務を分掌させることができる。
經濟警察署の長は、經濟警察官を以て、これに充てる。

經濟警察署の長は、地方經濟警察廳長官の指揮監督を受け、署務を掌り、部下の職員を指揮監督する。
第十八條 各地方經濟警察廳の管轄区域における第一條第二項第一号乃至第六号及び第八号の事務に關し、地方經濟警察廳及び關係各廳の間の連絡調整を図るため、各地方經濟警察廳に、地方經濟警察委員會を置く。
委員會は、委員長及び委員を以て、これを組織する。
委員長は、廳長を以て、委員は、第六條第三項に規定する各省各廳部内の地方行政機關（都道府縣國家地方警察本部を含む。）及び地方檢察廳の官吏並びに關係各廳の吏員の中から、管區經濟警察廳長官が、これを任命する。
委員會は、當該地方經濟警察廳の管轄する区域における第一條第二項第一号乃至第六号及び第八号の事務について、地方經濟警察廳長官に建議することが出来る。

前項の許可狀の請求は、經濟法令に關する違反事件があると疑ふにたりる相當の理由を宣誓により明示した書面を提出して、これをしなければならぬ。
第一項の許可狀の請求があつた場合、裁判官は、經濟法令に關する違反事件があると疑ふにたりる相當の理由があると認めるときは、臨檢すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差押すべき物件、請求者の官職及び氏名、有効期間並びに所屬裁判所を記載し且つ自己の氏名を記し、押印をした許可狀を經濟警察官に交付しなければならぬ。この場合において、違反嫌疑者の氏名及び理由となつてゐる違反事実が明らかとなるときは、裁判官は、これらの事項をも記載しなければならぬ。

經濟警察官は、第一項の許可狀を他の經濟警察官に交付して、臨檢、搜索又は差押をさせることができる。
經濟警察官は、第一項の許可狀に基き臨檢、搜索又は差押をするときは、許可狀の執行に従つて警察官又は警察吏員を同行しなければならぬ。
經濟警察官は、差押及び身体についての搜索は、警察官又は警察吏員をして、これをさせなければならぬ。

第二十二條 經濟警察官は、經濟法令に關する現行犯人を逮捕する場合においては、前條第一項の許可狀を受けないで、その違反現場で、臨檢、搜索又は差押をすることが出来る。但し、差押をしたときは、關係人に受領書を交付し、

し、地方經濟警察廳及び關係各廳の間の連絡調整を図るため、各地方經濟警察廳に、地方經濟警察委員會を置く。
委員會は、委員長及び委員を以て、これを組織する。
委員長は、廳長を以て、委員は、第六條第三項に規定する各省各廳部内の地方行政機關（都道府縣國家地方警察本部を含む。）及び地方檢察廳の官吏並びに關係各廳の吏員の中から、管區經濟警察廳長官が、これを任命する。
委員會は、當該地方經濟警察廳の管轄する区域における第一條第二項第一号乃至第六号及び第八号の事務について、地方經濟警察廳長官に建議することが出来る。

前項の許可狀の請求は、經濟法令に關する違反事件があると疑ふにたりる相當の理由を宣誓により明示した書面を提出して、これをしなければならぬ。
第一項の許可狀の請求があつた場合、裁判官は、經濟法令に關する違反事件があると疑ふにたりる相當の理由があると認めるときは、臨檢すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差押すべき物件、請求者の官職及び氏名、有効期間並びに所屬裁判所を記載し且つ自己の氏名を記し、押印をした許可狀を經濟警察官に交付しなければならぬ。この場合において、違反嫌疑者の氏名及び理由となつてゐる違反事実が明らかとなるときは、裁判官は、これらの事項をも記載しなければならぬ。

且つ差押物件を二十四時間以内に警察官又は警察吏員に引き渡さなければならぬ。

第二十三條 経済警察官は、職務を行うにあつては、その身分を証明すべき証書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならぬ。

第二十四條 経済警察官は、捜索をしたときは、その始終を記載し、立会人に示し、ともに署名押印しなければならぬ。立会人が署名せず又は署名押印することができないときはその旨を附記しなければならぬ。

第二十五條 経済警察官は、経済法令に關する違反事件を調査するため必要があるときは、適當な裁判所の裁判官の許可状を受けて警察官又は警察吏員を同行し、その者に違反嫌疑者を逮捕させることができる。

前項の許可状の請求については、第二十一條第二項の規定を準用する。

第一項の許可状の請求があつた場合、裁判官は、経済法令に關する違反事件があると疑うに足りる相當な理由があると認めるときは、違反嫌疑者の氏名及び住居、請求者の氏名及び官職、有効期間並びに所属裁判所を記載し、違反事実を明示し且つ、自己の氏名を記し、押印した許可状を経済警察官に交付しなければならぬ。

経済警察官は、第一項の許可状を他の経済警察官に交付し、その者に同項の権限を行わせることができる。

経済警察官は、経済法令に關する現行犯人がその場所にいるときは、許可状を受けずに、これを逮捕することができる。現行犯人を逮捕した場合、経済警察官は、留置の必要のあるときは、これを警察官又は警察吏員に引き渡さなければならぬ。この場合、警察官又は警察吏員がその身柄を檢察官に送致する場合は、経済警察官が現行犯人を逮捕したときから四十八時間を超えてはならぬ。

第三十條 警察官又は警察吏員は、経済警察官から第二十一條第五項の規定による同行を求められ、又は第二十五條第一項の規定による違反嫌疑者の逮捕を求められたときは、これに應じなければならぬ。

第三十一條 管区経済警察廳長又は地方経済警察廳長は、経済警察官の執行経済法令に關する違反事件の調査につき必要がある場合には、その管轄する区域内の都道府縣警察長又は市町村警察長に對して、実力による應援を求めることができる。

都道府縣警察長又は市町村警察長は、前項の規定により應援を求められたときは、できる限り、これに應じなければならぬ。

第三十二條 警察その他の行政機關は、第一條第二項第四号、第七條第二項又は第十三條第二項の規定による勧告があつたときは、できる限り、これに基いて経済法令に關する違反行為の予防及び捜査を行わなければならない。

第三十三條 経済警察官は、第一條第二項第六号、第七條第二項又は第十三條第二項の規定による情報収集の結果、経済法令に關する違反行為につき警察その他の行政機關の行う予防又は捜査の措置が相當でないと思料するときは、その是正に關する意見を中央経済警察廳長官に具申しなければならない。

第二十八條 経済警察官は、経済法令に關するいかなる違反事件についても、又いかなる地域においても、その職務を行うことができる。

第二十九條 この法律の規定による警察官又は警察吏員の行為については、刑事訴訟に關する法令の規定を準用する。

第五章 補則

の行う予防又は捜査の措置が相當でないと思料するときは、その是正に關し、当該行政機關の行う捜査又は予防についての最高監督機關に報告することができる。

第三十四條 中央経済警察廳長官は、第一條第二項第七号又は第七條第二項の規定による監査の結果必要があるときは、経済安定本部總裁に對し、経済安定本部令第十五條の規定による命令を発するよう意見を具申することができる。

第三十五條 中央経済警察廳長官は、命令の定めるところにより経済統制の勵行を確保するため必要があるときは、その所管事項について、物資の生産又は配給の事業を営む者に對し、帳簿の作成又は報告書の提出を命じ、経済警察官をして当該帳簿を検査させることができる。

中央経済警察廳長官及び管区経済警察廳長は、第一條第二項又は第七條第二項の規定による監査をするため必要があるときは、行政機關から報告を求めることができる。

第三十六條 前條第一項の規定による帳簿の作成又は報告書の提出をせず、若しくは帳簿又は報告書に虚偽の記載をした者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三十七條 この法律は、経済法令に關する違反事件を積極的に捜査すべき警察官及び警察吏員その他の行政機關の實務を軽減するものではない。

附則
第三十八條 この法律は、昭和二十三年六月一日から、これを施行する。

経済警察廳の職員については、國家公務員法の規定が適用せられるまでの間、次の規定を適用する。

一 中央経済警察廳の副長官は、一級とする。中央経済警察廳におかれる一級の官吏の定員は、五人とする。

二 中央経済警察廳の長官は、部内の三級の官吏の進退を專行する。

三 中央経済警察廳の局長及び部長は、一級の経済警察官を以て、これに充て、これに充て。

四 各管区経済警察廳に置かれる一級の官吏の定員は、三人とする。

五 管区経済警察廳長は、一級の経済警察官を以て、これに充て。廳長は、管区経済警察廳及び地方経済警察廳の三級の官吏の進退を專行する。

六 管区経済警察廳の部長は、一級の経済警察官を以て、總務課長は、二級の官吏を以てこれに充て。

七 地方経済警察廳に置かれる一級の官吏の定員は、通じて十一人以内とする。

八 地方経済警察廳長は、一級又は、二級の経済警察官を以て、これに充て。

九 経済警察署の長は、二級又は三級の経済警察官を以て、これに充て。

第三十九條 経済安定本部令の一部を次のように改正する。

第一條中「各廳事務の総合調整及び推進並びに施策の実施に關する監査及びこれに關連する経済統制の勵行を」と並びに各廳事務の總

制の勵行を」と並びに各廳事務の總

性と経済の事情にまつた合致せざるものであります。もし、かような法律を施行せんか、行政と司法の事務を混濁せしめ、いたずらに官吏を汚員するに止まり、わが國の産業をますます沈滞せしめ、國民經濟活動を萎靡沈滞せしめ、ひいてはインフレーションに拍車をかけ、ますます國民生活を苦境のどん底に陥れるものなりと言わざるを得ないのであります。(拍手)

そも、わが日本が、敗戦の結果、食糧を初め重要物資をアメリカの御好意によつて輸入してゐることは、われわれ滿腔の感謝の意を捧ぐるものであります。従つて、わが國內におきましても、つとめてやみをなくし、流通秩序の確立をはかるべき要あることは、現政府とわれ、もとより同感であります。しかしながら、現実にはわが國の事情を見ましても、何がゆゑにやみ取引を行なふなければならぬか、何がゆゑにやみが生ずるかというこの根底を究明し、適切な政策を樹立しなければならぬと思ふのであります。

しかば、やみの生ずる基といふもの、やみの生ずる原因はどこにあるか。まず一つは、敗戦の結果、わが日本が領土を失ひ、資源は乏しく、人口八千万を超える世界一の密度となり、生存競争激しくして、乏しき物の争奪をしなければならぬという憐むべき状態にあることである。いま一つには、戦時中から今日まで、この十年の間にわたつたところ、な統治方式に欠陥があつたからであります。すなわち食糧管理法といひ、食糧緊急措置令といひ、あるいは物價統制令といひ、あるいは臨時物資供給調整法といひ、または飲食営業緊急措置令といひ、これら多々ある統制法は、眞に実情に適しておつたかどうかといふことを考えると、法そのものにも概念的な、抽象

的なイデオロギーに走つて、眞に実情をよく見究めておらなかつたという大きな欠点があるものである。それといふ一つには、この法を行つたところ、上に立つ大臣を初め、指導階級にあるべき多数の人々が、これらの統制法をもつて実践を施しておつたかどうかといふことである。上に立つ者が行はずして、下における國民大衆のみを取締らんとしても、物は言わぬが、國民はよく知つております。上に立つ者は、まず國民に法を強いる前に、身をもつて実践を垂範しなければならぬはずである。これが帰するところ道義を窺ひ、生存競争の激しさと両々相まつて、やみといふものが生じてきて、われわれを今日悩ます基をなしたのであります。

つきましては、このたび、これをなせんがために、すなわちこの調査設置法案を提案されたのであるが、この法案について五つ、六つの点を指摘して、反対せんといたすものであります。まずその一つは、政府は行政整理とか、人員整理とか、口を割けば國民負担の軽減を叫んでゐる。私も、芦田首相からたび／＼伺つてゐる。しかるに、今ここに提案になつたこの法案は、またぞろ官廳を新設し、役人三千五百人を採用せんとしてゐる。これが物の生産に役立つ人たちであるならばともかくも、國民から税金をとつて、國民を束縛して、掃するところ物を消費する役人を大勢つくつて、どうして人員の整理などといふことができるか。(拍手)しかも今日、やみを行つる者のほとんど大部分、大口やみ屋の一部は、官僚と業者と結託しておるのであります。これは、(拍手)たとえば、先般の鐵道次官の疑獄事件といひ、昭和電工の日野原社長的事件といひ、商工

省の肥料課長のことといひ、ことごとく官僚が一人か二つてゐるのである。その役人を掃やしてやみが減るか。殖えるのが当然である。(拍手)すなわち、今のやみ屋は、ここに三千五百人、十億近い予算を使つて、吞舟の魚は網を破つて大海に逃げ、つかまへたのは、ごくやみしこである。どこやみしこをとるのに、十億の犠牲は多すぎる。このことをよくわきまえないければならぬのではないかと私も考へます。

かくして、しかもこれができたときは、字句はなるほど經濟安定本部長官なるものを授け、長官は國務大臣といたしましてけれども、結局これを牛耳る者は經濟安定本部であります。すなわち、安定本部官廳の権限拡充になつてゐる。かつて經濟安定本部なるものは、二重行政の弊害が如実に現れてきて、一日早く企圖縮小程度に縮小しなければならぬといつて、この一月政務調査会で決定し、政策を發表したのは、民主黨與党ではなかつたか。(拍手)しかるにその民主黨が、一月天下の公党として約束したことを、さかさまに經濟安定本部を拡充するがごとき、かようなものを出すといふことは、私も絶対納得がいかなないのである。(拍手)かくのごときは、芦田首相は羊頭をかかへて狗肉を賣るにひとしきものといわなければならぬ。(拍手)

その次は、もしも……
○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。
○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。
○松本(一郎君) 諸君、もしもこれ(松本一郎君) 諸君、もしもこれが思想的に悪用されたならば、どういふ結果になるか。わが日本は、社会主義化、赤化したる警察國家とならざるを得ないのである。(拍手)あたかもソ連の經濟ゲー・ペー・ウーに匹敵するものに、これなりといわなければならぬ。
諸君、戦時中、わが國の政治を軍部が掌握して、この大戦を巻き起し、わが國を大敗北させた。今日は官僚が日本の經濟を牛耳つて、日本をして滅亡させんとしてゐることを知つてゐるか。(拍手)諸君、今日やみをなくするのには、まず法律制度を設けるよりも、ただちにできる手段としては、重要産物は統制はいたし方ないが、しか

○松本(一郎君) 諸君、今日やみをなくするのには、まず法律制度を設けるよりも、ただちにできる手段としては、重要産物は統制はいたし方ないが、しか

○松本(一郎君) 諸君、今日やみをなくするのには、まず法律制度を設けるよりも、ただちにできる手段としては、重要産物は統制はいたし方ないが、しか

○松本(一郎君) 諸君、今日やみをなくするのには、まず法律制度を設けるよりも、ただちにできる手段としては、重要産物は統制はいたし方ないが、しか

○松本(一郎君) 諸君、今日やみをなくするのには、まず法律制度を設けるよりも、ただちにできる手段としては、重要産物は統制はいたし方ないが、しか

○松本(一郎君) 諸君、今日やみをなくするのには、まず法律制度を設けるよりも、ただちにできる手段としては、重要産物は統制はいたし方ないが、しか

○松本(一郎君) 諸君、今日やみをなくするのには、まず法律制度を設けるよりも、ただちにできる手段としては、重要産物は統制はいたし方ないが、しか

表にあらざるや。背後には多数國民のあることを何とぞお忘れなく、この悪法だけは、今日ここで、みごと否決されんことを切にお願いいたします。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたしました。この採決は記名投票をもつて行います。本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票……(発言する者多く、聴取不能)閉鎖。(氏名点呼を命じます)

(参事氏名を点呼)

○議長(松岡駒吉君) 投票漏れはありませんか。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。開鎖。

投票を計算いたさせます。

(参事投票の数を計算)

○議長(松岡駒吉君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

(事務局長朗読)

投票総数 三百四十九

可とする者(白票) 百九十五

否とする者(青票) 百五十四

(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 右の結果、本案は委員長報告の通り修正議決するに決しました。

(参照)

委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

赤松 勇君 浅沼稻次郎君
井伊 誠一君 井上 良次君
伊藤卯四郎君 猪俣 浩三君
池谷 信一君 石井 繁九君
今澄 勇君 受田 新吉君
海野 三朗君 大島 義晴君
大矢 省三君 加藤 勘十君

加藤 謙雄君 花月 純誠君
笠原 貞造君 堀川 静雄君
片山 哲君 勝間田清一君
金子益太郎君 上林與市郎君
川合 彰武君 川島 金次君
河井 榮藏君 河合 義一君
清澤 俊英君 久保田鶴松君
黒田 壽男君 金野 定吉君
佐竹 新市君 佐藤觀太郎君
榊原 千代君 窪口 晃君
重井 鹿治君 島上善五郎君
島田 晋作君 庄司 彦男君
鈴木茂三郎君 鈴木 雄二君
田中 織之進君 田中 松月君
田中 総男君 田淵 実夫君
高津 正道君 竹内 克巳君
竹谷源太郎君 辻井民之助君
土井 直作君 野老 誠君
富吉 榮二君 中崎 敏君
永井勝次郎君 永江 一夫君
成瀬喜五郎君 成田 知巳君
西尾 末廣君 西村 榮一君
野上 健次君 野村 勝君
馬場 秀夫君 林 大作君
原 彪之助君 福田 昌子君
藤原繁太郎君 細川 隆元君
細野三千雄君 前田 榮之助君
前田 種男君 松尾 トシ君
松澤 兼人君 松永 義雄君
松原喜之次君 松本 七郎君
松本 淳造君 萬田 五郎君
溝淵松太郎君 水谷長三郎君
守田 道輔君 森 三樹二君
森戸 辰男君 師岡 榮一君
門司 亮君 八百板 正君
矢尾喜三郎君 矢後 嘉藏君
山口 静江君 山崎 道子君
山下 榮二君 吉川 兼光君
米窪 満亮君 和田 敏明君
安東 義良君 芦田 均君
天野 久君 荒木萬壽夫君

井村 徳二君 伊藤 恭一君
生悦住貞太郎君 荻木 一久君
打出 信行君 馬越 晃君
梅林 時雄君 小川 半次君
小野 孝君 大森 玉木君
岡野 繁藏君 川崎 秀二君
金光 義邦君 北村 徳太郎君
神山 榮一君 木村小左衛門君
喜多橋治郎君 小坂善太郎君
小坂善太郎君 小松 勇次君
後藤 悦治君 五坪 茂雄君
坂口 主悦君 佐伯 宗義君
志賀健次郎君 櫻内 義雄君
鈴木 强平君 園田 三郎君
田島 房邦君 田中源三郎君
高岡 忠弘君 高橋清治郎君
高橋 禎一君 高橋 長治君
竹田 儀一君 武田 幸三君
橋 直治君 寺島 隆太郎君
坪川 信三君 中垣 國男君
苦米地義三君 中曾根康弘君
中島 茂喜君 中村 又一君
中村 俊夫君 長野重右エ門君
長野 長廣君 成島 憲子君
並木 芳雄君 西山 富太郎君
西田 隆男君 原 彪君
長谷川政友君 一松 定吉君
坂東幸太郎君 細川八十八君
堀川 繁芳君 三好 竹男君
堀川 恭平君 矢野 政男君
最上 英子君 山崎 岩男君
安田 幹太郎君 吉田 安君
山下 春江君 早稻田 右二門君
米田 吉盛君 石田 一松君
井出 太郎君 大島 多藏君
今井 耕君 唐木田藤五郎君
岡田 勢一君 川野 芳滿君
川越 博君 吉川 久衛君
木下 榮君 吉野 金昇君
黒澤 重治君 竹山祐太郎君
笹森 順造君 内藤 友明君
豊澤 豊雄君

野木 品吉君 萩原 壽雄君
平川 篤雄君 船田 享三君
松原 一彦君 的場金右衛門君
谷口 武雄君 東井三代次君
鈴木彌五郎君
否とする議員の氏名
青木 孝義君 青柳 高一君
淺利 三朗君 東 舜英君
有田 二郎君 井上 知治君
伊藤 郷一君 石田 博英君
石原 圓吉君 石原 登君
泉山 三六君 磯崎 貞序君
稻田 直道君 今村 忠助君
岩本 信行君 植原悦二郎君
江崎 眞澄君 小川原政信君
小澤佐重喜君 小野瀬忠兵衛君
尾崎 末吉君 生越 三郎君
大石 武一君 大内 一郎君
大上 司君 大澤嘉平治君
大野 伴陸君 岡村利右衛門君
岡井藤三郎君 加藤隆太郎君
奥村 竹三君 角田 幸吉君
鍛冶 良作君 上林山榮吉君
柏原 義則君 神田 博君
川村善八郎君 倉石 忠雄君
工藤 鐵男君 古賀喜太郎君
小平 久雄君 佐々木秀世君
近藤 鶴代君 佐々木昌三君
佐藤 通吉君 坂田 道太君
坂本 實君 重富 卓君
澁谷雄太郎君 庄司 一郎君
白井 忠人君 周東 英雄君
鈴木里一郎君 鈴木 仙八君
鈴木 正文君 鈴木 明良君
関内 正一君 千賀 康治君
田口助太郎君 田中 萬逸君
田村 虎一君 多田 勇君
高田 弥市君 竹尾 弌君
塚田十二郎君 辻 寛一君
網島 正興君 圓谷 光衛君
富田 照君 富永格五郎君

第四 風俗營業取締法案(内閣提
出)
吉米地英俊君 中嶋 勝一君
中野 武雄君 中村 嘉壽君
仲内 憲治君 長尾 達生君
夏堀源三郎君 西村 久之君
根木龍太郎君 野原 正勝君
花村 四郎君 林 讓治君
原 健三郎君 隨貝 詮三君
平澤 長吉君 平島 良一君
廣川 弘禪君 深津玉一郎君
淵上房太郎君 降旗 徳弥君
古島 義英君 星島 二郎君
本間 俊一君 前田 郁君
前田 正男君 益谷 秀次君
増田甲子七君 松浦 榮君
松浦 東介君 松本 一朗君
松崎 朝治君 宮崎 靖君
水谷 昇君 村上 清治君
村上 勇君 森 直次君
森 幸太郎君 梁井 淳二君
八木 一郎君 山口 好一君
山口喜久一郎君 山口 猛君
山口六郎次君 山村新治郎君
山名 義芳君 吉田 茂君
山本 猛夫君 渡邊 良夫君
若松 虎雄君 大石ヨシエ君
亘 四郎君 大神 善吉君
大原 博幸君 田中 健吉君
鈴木 善幸君 外崎千代吉君
高瀬 傳君 平工 喜市君
成重 光眞君 松澤 一君
本藤 恒松君 宮村 又八君
水野 実郎君 只野直三郎君
齋藤 晃君 森山 武彦君
中村元治郎君 北 二郎君
河口 陽一君 大龍亀代司君
中野 四郎君 神原 孝君
川橋豊治郎君 本田 英作君
木村 榮吉君 徳田 球一君
中野 参三君 林 百郎君
野坂 参三君

第五 市町村立学校職員給与負担
法案(内閣提出)

○議長(松岡吉吉) 日程第四、風俗営業取締法案、日程第五、市町村立学校職員給与負担法案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長長の報告を求めます。治安及び地方制度委員長坂東幸太郎君。

風俗営業取締法案
風俗営業取締法案

(定義)

第一條 この法律で、風俗営業とは、左の各号の一に該当する営業をいふ。

- 一 待合、料理店、カフェーその他客席で婦女が客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 キヤバレー、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業
- 三 玉突き場、まじやん屋その他設備を設けて客に射幸心をそそぐ遊技をさせる営業

(営業の許可)
第二條 前條の営業を営もうとする者は、当該都道府県が條例で定めるところにより、公安委員会(都道府県公安委員会、市町村公安委員会及び特別区公安委員会をいふ。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、当該都道府県が條例で定めるところにより、公安委員会に、必要な届出をしなければならぬ。

(條例の制定)
第三條 都道府県は、條例により、風俗営業における営業の場所、営業時間及び営業所の構造設備等について、善良の風俗を害する行為を防止するために必要な制限を定めることができる。

めることができる。

(行政処分)

第四條 公安委員会は、風俗営業を営む者以下営業者という。又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に關し、法令又は前條の規定に基く都道府県の條例に違反する行為をした場合において、善良の風俗を害する虞があるときは、営業の停止を命じ、又は若しくは営業の停止を命じ、又は善良の風俗を害する行為を防止するために必要な処分をすることができる。

(聴聞)

第五條 公安委員会が、前條の規定により、営業の許可を取り消し、又は営業の停止を命じようとするときは、当該営業者又はその代理人の出頭を求め、公開による聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前條の規定による法令又は條例の違反の行為並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該営業者に通告しなければならない。

(立入)
第六條 当該官吏及び吏員は、この法律又はこの法律に基く都道府県の條例の実施について必要があるときは、風俗営業の営業所に立ち入ることができる。

2 前項の規定により立ち入る場合には、当該官吏及び吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

以下の罰金に処する。

2 第三條の規定に基く都道府県の條例に違反し、又は前條の規定による当該官吏及び吏員の立入を拒み、妨げ若しくは忌避した者は、これを三千円以下の罰金に処する。

3 第二條第二項の規定に違反して届出をなさず、又は虚偽の届出をした者は、これを千円以下の罰金に処する。

第八條 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に關し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

2 この法律施行の際現に風俗営業を営む者は、この法律施行の日から三十日の間は、第二條の規定による許可を受けたものとみなす。

風俗営業取締法案(内閣提出)に關する報告書

(都により最終号の附録に掲載)
市町村立学校職員給与負担法案
市町村立学校職員給与負担法案

第一條 市(特別区を含む。以下同じ。)町村立の小学校、中学校、盲学校及びろう学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、寮母、講師及び地方事務官たる職員、の俸給、特別加給、死亡賜金、旅費、扶養手当、勤務地手当、退官又は退職に關する手当、日直及び宿直に關する手当(以下俸給その他の給與という。)は、都道府県の負担とする。

第二條 市町村立高等学校で、特別

の時期及び時間において授業を行う課程(以下定時制の課程という。)(のみを置くものの校長(定時制の課程の外に通常の課程又は夜間の課程を置くものの校長を除く。))並びに定時制の課程の授業を担当する教諭、助教諭及び講師の俸給その他の給與は、都道府県の負担とする。

附則
1 この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

2 市町村立の小学校及び中学校並びに青年学校職員に俸給その他の給與の負担に關する政令(昭和二十三年政令第二十八号)は、これを廃止する。但し、同政令適用の際、従前の規定による中等学校の在学者のうち、第二学年又は第三学年に属する者をその生徒とした市町村立中学校の職員で、國庫負担額算定の基準となる者以外のものの俸給その他の給與は、第一條の規定にかかわらず、これを市町村の負担とする。

市町村立学校職員給与負担法案(内閣提出)に關する報告書
(都により最終号の附録に掲載)

(坂東幸太郎君登壇)
○坂東幸太郎君 ただいま議題となりました風俗営業取締法案につきまして、治安及び地方制度委員会における審議の経過並びに結果の概要を御説明申し上げます。

本法草案の内容は、本文八箇條及び附則から成り立つておるものでありまして、第一條には風俗営業の定義、第二條には営業の許可、第三條には條例の制定、第四條には行政処分、第五條には聴聞、第六條には立入、第七條及

び第八條には罰則に關する事項を規定したものであります。

本委員会におきましては、去る五月二十二日、本法草案の付託を受け、五月二十五日、齋藤國家地方警察本部長官から提案理由の説明を聴取いたしました。以来、委員会を開くこと六回、協議懇談会を開くこと一回、毎回にわたつて熱心な質疑を行い、慎重な審議をいたしましたのであります。その詳細な点につきましては、何とぞ委員会議録によつてごらんを願ひたいと存じます。

これらの質疑を終了して討論に入り、委員長より別紙のような修正案を提出いたしました。その要点は、第一に、第一條第一号中「婦女が」を削ること、第二に、第五條第二項中「当該営業者に通告し」の次に「聴聞の期日及び場所を公示し」を加えること、第三に、この法律の施行期日について、附則におきまして、この法律の施行期日を昭和二十三年九月一日と改めた。以上の三点であります。以上が修正案の概要であります。続いて討論が行われ、坂口主税君の賛成演説があつた後採決に入り、満場一致をもつて提案の通り修正するに決し、ここに風俗営業取締法案は修正議決せられたのであります。右、御報告申し上げます。

次に、ただいま議題となりました市町村立学校職員給与負担法案に關し、治安及び地方制度委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず順序として、本法案の内容について、その概略を説明いたします。法案の内容は、これを左の三点に大別することができま

であります。このことは、従来政令で規定せられておつたのであります。が、地方自治法の解釈、今回制定を予想せられます地方財政法等によりまして、これを法律に改めることが適当であるという考えから、本法案制定と相なつたものであります。内容につきましては、従来の政令とは同様であります。が、新たに義務制となりまして、育学校及び聾学校を加えたこと、従来主として市町村負担でありました退官退職手当、日直手当、宿直手当を今同都道府県の負担としたこと等が、その内容のおもなものであります。

第二には、市町村立高等学校の定時制の課程の教員の俸給その他の給與を都道府県の負担としたこととあります。従来勤労青年の教育は、主として青年学校において行われておりました。その職員の俸給等は都道府県の負担とせられておりました。しかるに、本年四月一日から青年学校が廃止せられることになりましたので、勤労青年の教育は、主として新制高等学校の定時制の課程において行われることとなりました。従つて、勤労青年の教育を振興するという趣旨から、市町村立高等学校の定時制の課程の職員の俸給等を、青年学校と同様、都道府県の負担とした次第であります。

第三に、本法は四月一日にさかのぼつて適用せられることを明らかにいたしました。さきにも申し上げました理由によりまして、従来の政令を廃止することとしたのであります。しかしながら、市町村立の旧制中等学校に併置せられました新制中学校につきましては、主として義務教育に属しない学年、すなわち本年度におきましては第

三学年の授業を担当いたしております教員の俸給等は、従前通り市町村の負担としたしております。以上が本法案の内容概略であります。

本委員会におきましては、去る六月十一日、本法案の付託を受け、六月十五日、細野文部政務次官から法案の提案理由の説明を聴取いたしました。以来、委員会を開くこと二回、慎重審議を重ねたのであります。その詳細は、何とぞ委員会議録によつてごらん願ひたいと存じますが、その中でも最も問題となりましては、市町村学校職員の給與は、本法案によつて都道府県の負担となるのに、人事の実態は、將來市町村に設置せらるべき教育委員会の手中に帰することとなるので、両者の間におもひながら関係を生ずることから、できることなら將來、市のうち特に五大都市だけでもよいから、給與の負担及びその裏づけの財源を市に委譲せられるよう希望したのであります。

本委員会におきましては、六月二十八日質疑を終了いたしました。討論を省略の上、右の意見を希望事項といたしまして、本法案を原案通り可決すべきものと議決いたしました。

右、概略報告申し上げました。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り決しました。

第六 中小企業廳設置法案(内閣提出、参議院回付)

○議長(松岡駒吉君) 日程第六、中小企業廳設置法案の参議院回付案を議題といたします。

中小企業廳設置法案

右の貴院から送附された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて國會議法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十三年六月四日

参議院議長 松平 恒雄

衆議院議長 松岡駒吉君

(小字及び下線は参議院修正)

第三條 中小企業廳は、中小企業廳長官及びその職員をもつて左に掲げる事務を掌る。

一 中小企業に關する資料、動力、資金、生産方法、技術、經理、労働関係、輸送及び販賣等に關する事項その他中小企業の育成及び發展並びに經營の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び供給すること。

二 中小企業者の申請に基づいて、その經營状況を調査し、必要に応じて、その改善に助力すること。但し、その調査及び診斷は、当該中小企業者の申請に基づくことを必要とし、且つ、その指示は、当該中小企業者を拘束しないものとする。

三 中小企業の經營の向上に資することができ、設備及び技術に關し、試験研究機關の協力を求め、並びに中小企業者がその設備及び技術を利用することを奨励すること。

四 中小企業における新規で有益

な製品又は製法等を奨励すること。

五 中小企業における製品又はその製法等を展示する会を開くこと。

中小企業廳は、中小企業に關する經濟問題に關し調査研究し、又は國會に提出される。○議案につき、中小企業に關する事項に關し、意見を提出することができ

中小企業廳は、中小企業に關する事項については、中央及び地方の行政廳の協力を求め綜合的に處理することができ

中小企業者は、行政廳の行爲により不当にその事業を阻害されたとき、又は他人の行爲により不当な取引制限を受け、若しくは他人の行爲が不正な競争方法であると認めるときは、中小企業廳にその事實を申し出ることができ

前項後段の場合においては、中小企業廳は、当該事件を公正取引委員会に移さなければならない。

(組織) 第四條 中小企業廳に長官官房及び左の二局を置く。

振興局

指導局

長官官房においては、人事、會計その他庶務に關する事務を掌る。

振興局においては、前條第一項

第一号、及び第五号並びに第二項乃至第五項に規定する事務を掌る。

指導局においては、前項第一項第二号乃至第四号に規定する事務を掌る。

(職員)

第五條 中小企業廳の事務を行うため、中小企業廳に所屬の職員を置く。

前項の職員の一部は、中小企業に關し學識經驗ある者の中から、これを命ずる。

この法律に定めるものの外、中小企業廳の職員に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立少数。よつて参議院の修正に同意せざることに決しました。

中小企業廳設置法案(本院議決案)

○笹口晃君 憲法第五十九條第二項に基いて再議決のため、中小企業廳設置法案の本院議決案を議題とせられんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて中小企業廳設置法案の

中小企業廳設置法案(本院議決案)

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて中小企業廳設置法案の

本院議決案を議題といたします。
ただちに採決いたします。本案はさきに本院において議決の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松岡駒吉君) 一名を除いて議員起立。よつて本案は、さきの議決の通り、出席議員三分の二以上の多数をもつて可決せられました。

○議員(松岡駒吉君) 日程第七ないし第九は延期されんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

○議員(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく、決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく、決しました。

○議員(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく、決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく、決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく、決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく、決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく、決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく、決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく、決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく、決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく、決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく、決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく、決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく、決しました。

2 水産廳の長は、水産廳長官とする。

(水産廳の所掌事務及び権限)
第二條 水産廳の所掌事務の範囲は左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基く命令を含む)に従つてなされなければならない。

一 水産物及び水産業専用物品の生産、流通、消費及び検査に関する事務を処理すること。(漁網網の生産並びに漁船及び漁船用機器の生産及び検査に関するものを除く。)

二 水産業の経営の発達、改善及び調整を図ること。

三 水産物の生産、流通その他の業務の発達、改善及び調整に関する協同組合その他の団体に關する事務を処理すること。

四 漁船保険並びに漁船登録規則(昭和二十二年農林省令第五号)による漁船の登録及び依頼検査に関する事務を処理すること。

五 漁船設計並びに漁船用機器、漁船用機械及び漁業用無線施設に関する技術の指導監督に関する事務を処理すること。

六 漁港及び船だまりの築造及び修理の指導助成に関する事務を処理すること。

七 水の生産、流通及び消費並びに冷凍及び冷蔵に関する事務を処理すること。

八 水産廳の所掌事項に関する試験研究、調査及び普及並びに水産講習所に関する事務を処理すること。

九 前各号に掲げるものの外、水産廳の所掌行政に属する業務の発達、改善及び調整を図ること。

(内部部局)
第三條 水産廳に左の三部を置く。

漁政部
調査研究部
(漁政部)
第四條 漁政部においては、左の事務を掌る。

一 水産業の経営の発達、改善及び調整を図ること。

二 水産に関する協同組合その他の水産業団体に關する事務を処理すること。

三 漁業権の附與及び登録並びに漁業の許可に關する事務を処理すること。

四 漁船保険及び漁船再保険特別会計に關する事務並びに漁船の登録及び依頼検査に關する事務を処理すること。

五 漁船設計並びに漁船用機器、漁船用機械及び漁業用無線施設に關する技術の指導監督に關する事務を処理すること。

六 漁港及び船だまりの築造及び修理の指導助成に關する事務を處理すること。

第五條 生産部においては、左の事務を掌る。

一 沿岸漁業、内水面漁業及び遠洋漁業の指導監督に關する事務を處理すること。

二 水産増殖に關する事務を處理すること。

三 加工水産物の生産の指導監督に關する事務を處理すること。

四 水産物の集荷、配給、消費及び検査に關する事務を處理すること。

五 水の生産、流通及び消費並びに冷凍及び冷蔵に關する事務を處理すること。

六 燃料、漁網網その他水産用資材の割當配給に關する事務を處理すること。

七 水産業専用物品の生産、流通、消費及び検査に關する事務を處理すること。(漁網網の生産並びに漁船及び漁船用機器の生産及び検査に關するものを除く。)

(調査研究部)
第六條 調査研究部においては、左の事務を掌る。

一 水産資源の調査研究の企画及び取まとめに關する事務を處理すること。

二 水産増殖の調査研究の企画及び取まとめに關する事務を處理すること。

三 前二号に掲げるものの外、水産に關する調査研究に關する事務を處理すること。

四 水産に關する資料の取まとめに關する事務を處理すること。

五 水産に關する科学技術の普及に關する事務を處理すること。

第六條 調査研究部においては、左の事務を掌る。

一 水産資源の調査研究の企画及び取まとめに關する事務を處理すること。

二 水産増殖の調査研究の企画及び取まとめに關する事務を處理すること。

三 前二号に掲げるものの外、水産に關する調査研究に關する事務を處理すること。

四 水産に關する資料の取まとめに關する事務を處理すること。

五 水産に關する科学技術の普及に關する事務を處理すること。

第六條 調査研究部においては、左の事務を掌る。

第六 水産試験場に関する事務を處理すること。

(組織の細目)
第七條 水産廳の組織の細目については、農林大臣がこれを定める。

(水産駐在所)
第八條 農林大臣は、水産物の需給調整及び漁業法(明治四十三年法律第五十八号)の施行に關する事務の一部を分掌させるため、臨時に、水産駐在所を設けることができる。

2 水産駐在所の名称、位置、管轄区域その他必要な事項は、農林大臣がこれを定める。

(職員)
第九條 この法律に定めるものの外、水産廳の職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

附則
第十條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

第十一條 農林省官制(昭和十八年敕令第八百二十一号)の一部を次のように改正する。

第一條「農畜水産物を「農畜産物」に「農畜水産業」を「農畜産業」に改める。

第三條第一項中「八局」を「七局」に改め、「水産局」を削る。

第六條 削除

第十二條 この法律施行の際現に存する水産局事務所は、この法律に基く水産駐在所となり同一性をもつて存続するものとする。

水産廳設置法
(設置)
第一條 政府は、水産業を振興し水産物の増産を図り、もつて経済の興隆と國民生活の安定とに寄與するために、農林省の外局として水産廳を設置する。

2 水産廳の長は、水産廳長官とする。

水産廳設置法

(設置)

第一條 政府は、水産業を振興し水産物の増産を図り、もつて経済の興隆と國民生活の安定とに寄與するために、農林省の外局として水産廳を設置する。

2 水産廳の長は、水産廳長官とする。

水産廳設置法

(設置)

第一條 政府は、水産業を振興し水産物の増産を図り、もつて経済の興隆と國民生活の安定とに寄與するために、農林省の外局として水産廳を設置する。

2 水産廳の長は、水産廳長官とする。

(水産廳の所掌事務及び権限)

第二條 水産廳の所掌事務の範圍は左の通りとし、その権限の行使は、その範圍内で法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 水産物及び水産業専用物品の生産、流通、消費及び検査に関する事務を処理すること。（漁網網の生産並びに漁船及び漁船用機関の生産及び検査に関するものを除く。）

二 水産業の経営の発達、改善及び調査を図ること。

三 水産物の生産、流通その他の業務の発達、改善及び調整に関する協同組合その他の團體に関する事務を処理すること。

四 漁船保險並びに漁船登録規則（昭和二十二年農林省令第五号）

による漁船の登録及び依頼検査に関する事務を処理すること。

五 漁船設計並びに漁業用機関、漁船用機械及び漁業用無線施設に関する技術の指導監督に関する事務を処理すること。

六 漁船及び船だまりの築造及び修理の指導助成に関する事務を処理すること。

七 氷の生産、流通及び消費並びに冷凍及び冷蔵に関する事務を処理すること。

八 水産廳の所掌事項に関する試験研究、調査及び普及並びに水産講習所に関する事務を処理すること。

九 前各号に掲げるものの外、水産廳の所掌行政に属する業務の発達、改善及び調整を図ること。（内部局）

第三條 水産廳に左の三部を置く。

漁政部

調査研究部

第四條 漁政部においては、左の事務を掌る。

一 水産業の経営の発達、改善及び調整を図ること。

二 水産に關する協同組合その他水産業團體に關する事務を處理すること。

三 漁業権の附與及び登録並びに漁業の許可に關する事務を處理すること。

四 漁船保險及び漁船再保險特別會計に關する事務並びに漁船の登録及び依頼検査に關する事務を處理すること。

五 漁船設計並びに漁船用機関、漁船用機械及び漁業用無線施設に關する技術の指導監督に關する事務を處理すること。

六 漁港及び船だまりの築造及び修理の指導助成に關する事務を處理すること。

七 水産廳の所管に屬する事業に關する資金のあつ旋に關する事務を處理すること。

八 水産講習所に關する事務を處理すること。

九 水産廳の所掌に屬する人事、會計、庶務その他他部の所掌に屬しない事務を處理すること。

但し、人事に關しては、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）に従つて處理しなければならない。

(生産部)

第五條 生産部においては、左の事務を掌る。

一 沿岸漁業、内水面漁業及び遠洋漁業の指導監督に關する事務を處理すること。

二、水産増殖に關する事務を處理すること。

三、加工水産物の生産の指導監督に關する事務を處理すること。

四、水産物の集荷、配給、消費及び検査に關する事務を處理すること。

五、氷の生産、流通及び消費並びに冷凍及び冷蔵に關する事務を處理すること。

六、燃料、漁網網その他水産用資材の割当配給に關する事務を處理すること。

七、水産業専用物品の生産、流通、消費及び検査に關する事務を處理すること。（漁網網の生産並びに漁船及び漁船用機関の生産及び検査に關するものを除く。）

第六條 調査研究部においては、左の事務を掌る。

一 水産資源の調査研究の企画及び取まとめに關する事務を處理すること。

二 水産増殖の調査研究の企画及び取まとめに關する事務を處理すること。

三、前二号に掲げるものの外、水産に關する調査研究に關する事務を處理すること。

四、水産に關する資料の取まとめに關する事務を處理すること。

五、水産に關する科学技術の普及に關する事務を處理すること。

六、水産試験場に關する事務を處理すること。

第七條 水産廳の組織の細目については、農林大臣がこれを定める。（組織の細目）

調整及び漁業法（明治四十三年法律第五十八号）の施行に關する事務の一部を分掌させるため、臨時に、水産駐在所を設けることができる。

2 水産駐在所の名称、位置、管轄区域その他必要な事項は、農林大臣がこれを定める。

(職員)

第九條 この法律に定めるものの外、水産廳の職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第十條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

第十一條 農林省官制（昭和十八年勅令第八百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一條中「農畜水産物」を「農畜産物」に、「農畜水産業」を「農畜産業」に改める。

第三條第一項中「八局」を「七局」に改め、「水産局」を削る。

第六條 削除

第十二條 この法律施行の際現に存する水産局事務所は、この法律に基く水産駐在所となり同一性をもつて存続するものとする。

水産廳設置法案（内閣提出）に關する報告書

(都合により最終号の附録に掲載)

〔松原一彦君登壇〕

○松原一彦君 戦後、わが國水産業の發展を期するために、科学的調査研究を基礎とする水産行政の推進、あるいは漁業民主化の基本たる漁業権制度の改革及び水産業協同組合制度の立案等が、目下の急務となつております。この際、これら水産に關する事務を所管する水産局の現機構が貧弱であることは、まことに遺憾であります。よつ

て、ここに水産行政機構を強化する必要上、農林省の外局として水産廳を設置し、農林省の行政のうちに特に水産行政に重きをおく意思を明らかにしたものであります。

本法案につきましては、六月二十六日、本委員会に付託されましたが、以上の事情につき政府当局の説明を聴取したる上、二、三簡單なる質疑應答を重ねまして後、本二十九日午前、討論を省略して採決に入り、全会一致をもつて原案通り可決いたしました。

右、御報告申し上げます。

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案の委員長報告は可決であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

船員保險法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○笹口晃君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、船員保險法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

船員保險法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員長山崎岩男君。

船員保險法の一部を改正する法律案

船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

「報酬月額」を「標準報酬月額」に、「報酬日額」を「標準報酬日額」に、「平均報酬月額」を「平均標準報酬月額」に、「平均報酬日額」を「平均標準報酬日額」に、「最終報酬月額」を「最終標準報酬月額」に、「最終報酬日額」を「最終標準報酬日額」に改める。

第一條 船員保險ニ於テハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ疾病、負傷、失業、老齡、廢疾、脱退又ハ死亡ニ關シ保險給付ヲ爲シ併セテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者(以下被扶養者ト稱ス)ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ關シ保險給付ヲ爲スモノトス。

前項ノ被扶養者ノ範圍ハ被保險者ノ直系尊屬、配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係係同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ)及子ニシテ專ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ及ニ其ノ被保險者ト同一ノ世帯ニ屬シ專ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スル者トス。

第三條 第一項中「及之ニ準ズベキモノヲ謂フ」を「手當又ハ賞與及之ニ準ズベキモノヲ謂フ但シ臨時ニ受クルモノ及三月ヲ超ユル期間毎ニ受クル手當又ハ賞與及之ニ準ズベキモノハ此ノ限ニ在ラズ」に改め、同條第二項を次のように改める。

給料ニ準ズベキモノノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價格ハ厚生大臣ノ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス。

第四條 第二項を次のように改める。

標準報酬ハ被保險者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬ノ等級	標準報酬月額	標準報酬日額	報酬月額
第一級	五百圓	十七圓	五百五十圓未滿
第二級	六百圓	二十圓	五百五十圓以上六百五十圓未滿
第三級	七百圓	二十三圓	六百五十圓以上七百五十圓未滿
第四級	八百圓	二十七圓	七百五十圓以上八百五十圓未滿
第五級	九百圓	三十圓	八百五十圓以上九百五十圓未滿
第六級	千圓	三十三圓	九百五十圓以上千圓未滿
第七級	千二百圓	四十圓	千圓以上千三百圓未滿
第八級	千四百圓	四十七圓	千三百圓以上千五百圓未滿
第九級	千六百圓	五十三圓	千五百圓以上千七百圓未滿
第十級	千八百圓	六十圓	千七百圓以上千九百圓未滿
第十一級	二千圓	六十七圓	千九百圓以上二千圓未滿
第十二級	二千二百圓	七十三圓	二千圓以上二千三百圓未滿
第十三級	二千四百圓	八十圓	二千三百圓以上二千五百圓未滿
第十四級	二千六百圓	八十七圓	二千五百圓以上二千七百圓未滿
第十五級	二千八百圓	九十三圓	二千七百圓以上二千九百圓未滿
第十六級	三千圓	百圓	二千九百圓以上三千圓未滿
第十七級	三千三百圓	百十圓	三千圓以上三千四百圓未滿
第十八級	三千六百圓	百二十圓	三千四百圓以上三千七百圓未滿
第十九級	三千九百圓	百三十圓	三千七百圓以上四千圓未滿
第二十級	四千二百圓	百四十圓	四千圓以上四千三百圓未滿
第二十一級	四千五百圓	百五十圓	四千三百圓以上四千六百圓未滿
第二十二級	四千八百圓	百六十圓	四千六百圓以上四千九百圓未滿
第二十三級	五千圓	百七十圓	四千九百圓以上五千圓未滿
第二十四級	五千五百圓	百八十三圓	五千圓以上五千五百圓未滿
第二十五級	五千九百圓	百九十七圓	五千五百圓以上六千圓未滿

第二十六級	六千三百圓	二百十圓	六千三百圓以上六千五百圓未滿
第二十七級	六千七百圓	二百二十三圓	六千五百圓以上六千七百圓未滿
第二十八級	七千圓	二百三十七圓	六千七百圓以上七千圓未滿
第二十九級	七千五百圓	二百五十圓	七千圓以上七千五百圓未滿
第三十級	八千圓	二百六十七圓	七千五百圓以上八千圓未滿

同條に次の四項を加える。

標準報酬ハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定ム

被保險者ノ報酬ガ其ノ増減アリタルニ因リ從前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬額ニ該當セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ報酬額ニ増減アリタル月ノ翌月(報酬額増減アリタル月ノ翌月ノ初日ナルトキハ其ノ月)ヨリ其ノ標準報酬額ヲ變更ス

第二十條ノ規定ニ依リ被保險者ニ付テハ引續キ從前ノ標準報酬額ニ依ル但シ其ノ者ノ申請ニ依リ標準報酬額ヲ減額スルコトヲ得

第四項ノ規定ハ前項但書ノ規定ニ依リ標準報酬額ヲ減額スル場合ニ之ヲ準用ス

第四條ノ二 被保險者ノ報酬月額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

一 月ニ依リ標準報酬額ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬額決定ノ日ノ現在ニ於ケル月額

二 日ニ依リ標準報酬額ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬額決定ノ日ノ現在ニ於ケル日額ノ三十倍ニ相當スル額

三 前二號ノ外一定ノ期間ニ依リ標準報酬額ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬額決定ノ日ノ現在ニ於ケル其ノ報酬額ノ額ヲ其ノ期間ノ日數ニ以テ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相當スル額

四 歩合ニ依リ標準報酬額ヲ定ムル場合

ニ於テハ同條ノ船舶ニ於テ同様ノ勞務ニ従事スル者ガ通常ノ場合ニ於テ受クベキ額ヲ標準トシテ算定シタル額

五 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

被保險者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ算定シタル額ガ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ行政廳ニ於テ之ヲ算定ス

第五條中「養老年金、障害年金、脱退手當金、遺族年金、又ハ第三十六條第三十七條、第四十二條乃至第四十三條ノ三、第四十九條若ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依リ一時金ヲ受クル權利ハ五年ヲ經過シタルトキ」を削る。

第十二條第二項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲サントストキハ行政廳ハ納付義務者ニ對シ督促狀ヲ發スベシ此ノ場合ニ在リテハ督促手數料トシテ十圓ヲ徴收ス

第十二條ノ二 前條ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ徴收金額百圓ニ付一日五錢ノ割合ヲ以テ納付期限ノ翌日ヨリ徴收金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徴收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滞納ニ付酌量スベキ情狀アリト

第二十八條第二項を削る。
第二十八條ノ二「第一項」を削る。

第二十八條ノ三 保險醫又ハ保險藥劑師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ行政廳ノ指定ス

行政廳前項ノ指定ヲ爲サントスルトキハ當該醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ指定ヲ受ケタル保險醫又ハ保險藥劑師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ船舶保險ノ診療又ハ藥劑ノ支給ニ關シ行政廳ノ指導ヲ受ケベシ

保險醫又ハ保險藥劑師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ辭スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險醫又ハ保險藥劑師ヲ辭セントスル者ハ其ノ辭セントスル日以前一月以上ノ豫告期間ヲ設ケベシ

第二十八條ノ四 保險醫及保險藥劑師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ懇切丁寧ニ被保險者又ハ被保險者タリシ者及被扶養者ノ療養ヲ擔當スベシ

保險醫及保險藥劑師ニシテ前項ノ規定ニ依リ療養ヲ擔當スルノ責務ヲ怠リタルトキハ行政廳ハ前條第一項ノ規定ニ依リ指定ヲ取消スコトヲ得

第二十八條ノ五 保險醫若ハ保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者ガ療養ノ給付ニ關シ行政廳ニ請求スベキ費用ノ額ハ療養ニ要スル費用トス

前項ノ療養ニ要スル費用ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ行政廳之ヲ算定ス

厚生大臣前項ノ規定ニ依リ定メタルサントスルトキハ社會保險診療報酬算定協議會ノ意見ヲ聽クベシ

第二十九條 療養ノ給付ヲ爲スコトヲ得

困難ナリト認メタルトキ其ノ他命令ノ定ムル事由アルトキ又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ガ行政廳ノ指定スル者以外ノ醫師、齒科醫師其ノ他ノ者ノ診療若ハ手當ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ申請アリタルトキハ行政廳ハ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

第二十九條ノ二 前條ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ヲ標準トシテ行政廳之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於ケル療養費ノ額ハ現ニ要シタル費用ヲ超ユルコトヲ得ズ

第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ニ關シテハ第二十八條ノ五第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第三十一條 療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シ左ニ掲グル事由ニ該當スルニ至リタルトキハ之ヲ爲サズ

一 障害年金又ハ障害手当金ヲ受ケルコトヲ得ルニ至リタルトキ

二 前號以外ノ場合ニ於テハ療養ノ給付開始後二年ヲ經過スルモ疾病又ハ負傷治療セザルトキ但シ職務上ノ事由ニ因リ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二條 被扶養者ガ保險醫及保險藥劑師並ニ行政廳ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ療養ヲ受ケタルトキハ被保險者ニ對シ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

家族療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ百分ノ五ニ相當スル額トス但シ現ニ支拂フベキ療養ニ要シタル費用ノ百分ノ五ニ相當スル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

被扶養者ガ保險醫又ハ保險藥劑師又ハ行政廳ノ指定スル者ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ行政廳ハ其ノ被扶養者ガ當該保險醫、保險藥劑師若ハ行政廳ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ支拂フベキ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ被保險者ニ對シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保險者ニ代リ當該保險醫、保險藥劑師若ハ行政廳ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ之ヲ支拂フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險醫、保險藥劑師若ハ行政廳ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ費用ヲ支拂ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保險者ニ對シ家族療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

第二十八條、第二十八條ノ二第一項、第二十八條ノ五第二項及第三項、第二十九條、第二十九條ノ二並ニ第三十一條第二號ノ規定ハ家族療養費ニ之ヲ準用ス

第三十三條ノ三第三項中「第三十三條ノ六」を「第三十三條ノ十」に改める。

被扶養者ガ保險醫若ハ保險藥劑師又ハ行政廳ノ指定スル者ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ行政廳ハ其ノ被扶養者ガ當該保險醫、保險藥劑師若ハ行政廳ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ支拂フベキ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ被保險者ニ對シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保險者ニ代リ當該保險醫、保險藥劑師若ハ行政廳ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ之ヲ支拂フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險醫、保險藥劑師若ハ行政廳ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ費用ヲ支拂ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保險者ニ對シ家族療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

第二十八條、第二十八條ノ二第一項、第二十八條ノ五第二項及第三項、第二十九條、第二十九條ノ二並ニ第三十一條第二號ノ規定ハ家族療養費ニ之ヲ準用ス

第三十三條ノ三第三項中「第三十三條ノ六」を「第三十三條ノ十」に改める。

第三十三條ノ四 前條ノ規定ニ該當スル者ガ失業保險金ノ支給ヲ受ケタルニハ其ノ居住地方管轄スル船員職業紹介所又ハ公共職業安定所（當該船員職業紹介所長又ハ公共職業安定所長ノ指定スル場合ヲ含ム）以下同ジニ出頭シ求職ノ申込ヲ爲シタル上失業ノ認定ヲ受ケルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ求職ノ申込ヲ受ケタル船員職業紹介所ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ハ其ノ必要アリト認ムルトキハ他ノ船員職業紹介所ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ニ其ノ失業ノ認定ヲ委嘱スルコトヲ得

第三十三條ノ五 前條ノ規定ニ依リ失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ船員職業紹介所ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ハ其ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ同數ヲ減ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ最初ニ出頭シタル日ノ後ニ於テ失業ノ認定ヲ受ケベキ日ハ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長之ヲ定メテ其ノ者ニ通知スベシ

第二十二條ノ六 失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ疾病又ハ負傷ニ因リ其ノ認定ヲ受ケルコトヲ得ザル場合ニ於テ其ノ期間ガ繼續シテ十五日未滿ニシテ且失業ノ認定ヲ受ケル爲出頭スルコト能ハザルニ至リタル日ヨリ起算シ三十日以内ナルトキハ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ハ其ノ期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ命令ノ定ムル所ニ依リ醫師ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ失業ノ認定ハ當該三十日以内ニ一閱限リトス

第三十三條ノ五を第三十三條ノ九とし、以下第三十三條ノ九まで四條づつ繰り下げ、第三十三條ノ四の次に次の四條を加える。

第三十三條ノ五 前條ノ規定ニ依リ失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ船員職業紹介所ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ハ其ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ同數ヲ減ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ最初ニ出頭シタル日ノ後ニ於テ失業ノ認定ヲ受ケベキ日ハ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長之ヲ定メテ其ノ者ニ通知スベシ

第三十三條ノ七 失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ當該船員職業紹介所又ハ當該公共職業安定所ノ紹介ニ應ジテ求人者ニ面接スル場合ニ於テハ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ハ面接スル爲ニ必要ト認メタル期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ命令ノ定ムル所ニ依リ求人者ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ノ指示ニ從ヒ職業ノ補導ヲ受ケタルトキハ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ハ當該公共職業安定所ノ長ハ其ノ期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ職業補導所ノ長ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十三條ノ八 天災其ノ他避ケルコトヲ得ザル事故ニ因リ失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ失業ノ認定ヲ受ケルコトヲ得ザル場合ニ於テハ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ハ其ノ期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ居住地方官公署ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十三條ノ五第三項中「達セザルトキハ」の下に「左ノ區別ニ依リ」を加え、「此ノ場合ニ於ケル失業保險金ノ算定ノ方法ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム」を削り、同條第四項の前に次の二號を加える。

一 其ノ收入ノ一日分ニ相當スル額ヨリ五圓ヲ控除シタル額ト其ノ者ニ支給スベキ失業保險金ノ日額ノ合算額ガ失業保險金ノ算定ノ基礎ト爲リタル標準報酬日額ノ百分ノ八十二ニ相當スル額ヲ超ユルトキハ失業保險金ノ全額

二 前號ノ合算額ガ其ノ標準報酬

第三十三條ノ五第三項中「達セザルトキハ」の下に「左ノ區別ニ依リ」を加え、「此ノ場合ニ於ケル失業保險金ノ算定ノ方法ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム」を削り、同條第四項の前に次の二號を加える。

一 其ノ收入ノ一日分ニ相當スル額ヨリ五圓ヲ控除シタル額ト其ノ者ニ支給スベキ失業保險金ノ日額ノ合算額ガ失業保險金ノ算定ノ基礎ト爲リタル標準報酬日額ノ百分ノ八十二ニ相當スル額ヲ超ユルトキハ失業保險金ノ全額

二 前號ノ合算額ガ其ノ標準報酬

第三十三條ノ五第三項中「達セザルトキハ」の下に「左ノ區別ニ依リ」を加え、「此ノ場合ニ於ケル失業保險金ノ算定ノ方法ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム」を削り、同條第四項の前に次の二號を加える。

一 其ノ收入ノ一日分ニ相當スル額ヨリ五圓ヲ控除シタル額ト其ノ者ニ支給スベキ失業保險金ノ日額ノ合算額ガ失業保險金ノ算定ノ基礎ト爲リタル標準報酬日額ノ百分ノ八十二ニ相當スル額ヲ超ユルトキハ失業保險金ノ全額

二 前號ノ合算額ガ其ノ標準報酬

第三十三條ノ五第三項中「達セザルトキハ」の下に「左ノ區別ニ依リ」を加え、「此ノ場合ニ於ケル失業保險金ノ算定ノ方法ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム」を削り、同條第四項の前に次の二號を加える。

日額ノ百分ノ八十ニ相當スル額ヲ超エルトキハ其ノ超過額ヲ其ノ者ニ支給スベキ失業保險金ノ日額ヨリ控除シタル殘額但シ當該超過額ガ其ノ者ニ支給スベキ失業保險金ノ日額以上ノ額ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十三條ノ八中「第三十三條ノ六」を「第三十三條ノ十」に改める。

第三章第二節中に次の一條を加える。

第三十三條ノ十四 被保險者タリシ者ガ船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ノ紹介シタル職業ニ就ク爲其ノ住所ヲ變更スル場合ニ於テハ政府ハ被保險者タリシ者及之ニ依リ生計ヲ維持シタル家族ノ移轉ニ要スル費用ヲ支給スルコトヲ得前項ノ費用ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣船員保險委員會ノ意見ヲ聽キ之ヲ定ム

第四十條第一項中「政令ノ定ムル期間内」を其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シ二年以内ニ、「政令ノ定ムル程度」を別表第六ニ定ムル程度に、「又ハ一時金」を別表第七ニ定ムル程度ノ療養ノ狀態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ應ジ一時金」に改める。

第四十一條に次の一項を加える。
職務上ノ事由ニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者が更ニ職務上ノ事由ニ因リ障害年金ヲ受クベキ程度ノ癱疾ト爲リタルトキハ前後ノ癱疾ノ状態ヲ合シタルモノニ依リ其ノ程度ヲ査定ス。
第四十一條ノ二を第四十一條ノ三とし、同條の前に次の一條を加える。

第四十一條ノ二 前條第一項第一號ノ規定ニ該當シタルニ因リ障害年

金ノ支給ヲ受クル者ニシテ別表第六ニ定ムル癡疾ノ程度一級乃至三級ニ該當スルモノ又ハ同條同項第二號ノ規定ニ該當シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ其ノ癡疾ノ狀態ガ別表第六ニ定ムル第一號乃至第六號ニ該當スルモノニ左ノ各號ノ一ニ該當スル配偶者又ハ子アルトキハ其ノ配偶者又ハ子一人ニ付二千四百圓ヲ前條各項ノ金額ニ加給ス

一 障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ癡疾ト爲リタル當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル配偶者又ハ十六歳未滿ノ子

二 障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ癡疾ト爲リタル當時ヨリ引續キ不具癡疾ニ因リ勞働能力ナキ配偶者又ハ子

第四十二條ノ二に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ寡婦年金、鰥夫年金若ハ遺兒年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ在ル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第四十二條ノ三第一項中「政令ノ定ムル期間内を」疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ二年以内」に改める。

第四十三條 養老年金及障害年金又ハ二以上ノ障害年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ左ノ區別ニ依リ其一ノヲ支給ス

一 年金額ガ異ナルトキハ其ノ年金ノ中最高額ノ年金

二 養老年金ト障害年金ノ額トガ同ジトキハ障害年金

三 二以上ノ障害年金ノ額ガ同ジトキハ從前ノ障害年金

前項ニ規定スル者ガ第三十九條第一項又ハ第四十四條ノ規定ニ該當

一 障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ
 發疾ト爲リタル當時其ノ者ニ依
 リ生計ヲ維持シタル配偶者又ハ
 十六歳未満ノ子
 二 障害年金ノ支給ヲ受タル者ガ
 發疾ト爲リタル當時ヨリ引續キ
 不具發疾ニ因リ勞働能力ナキ配
 偶者又ハ子
 第四十二條ノ二に次の一項を加え
 る。

前項ノ規定ハ寡婦年金、鰥夫年金
若ハ遺兒年金ヲ受クル權利ヲ有ス
ル者ガ在ル場合ニ於テハ之ヲ適用
セズ

第四十二條ノ第三項中「政令ノ
定ムル期間内」を「疾病又ハ負傷及之
ニ因リ發シタル疾病ニ付療養ノ給付
ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ二年以内」
に改める。

第四十三條 養老年金及障害年金又ハ二以上ノ障害年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ左ノ區別ニ依リ其一ノヲ支給ス

一 年金額ガ異ナルトキハ其ノ年金ノ中最高額ノ年金

二 養老年金ト障害年金ノ額トガ同ジトキハ障害年金

三 二以上ノ障害年金ノ額ガ同ジトキハ從前ノ障害年金

前項ニ規定スル者ガ第三十九條第一項又ハ第四十四條ノ規定ニ該當

スルニ至リタルニ因リ養老年金ノ支給ヲ停止セラレタルトキ又ハ障害年金ノ支給ヲ受ケザルニ至リタルトキハ前項ノ規定ニ依リ支給セラレザルニ年金ヲ支給ス

第四十六條 三年以上十五年未満被保險者タリシ者ガ死亡シタルトキ又ハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル後五十歳ヲ超エタルトキ若ハ五十歳ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ脱退手當金ヲ支給ス但シ職務上ノ事由ニ因リ第四十二條ノ第三項ノ規定ニ依ル期間内ニ死亡シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

六月以上十五年未満被保險者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ又ハ女子タル被保險者ニシテ婚姻ガ半分婉ノ爲被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ脱退手當金ヲ支給ス

前二項ノ規定ニ拘ラズ現ニ被保險者タル者、傷病手當金ノ支給ヲ受クル者又ハ失業保險金ノ支給ヲ受クル者ニ對シテハ脱退手當金ハ之ヲ支給セズ

第四十七條ノ二中「死亡シタル場合」の下に「又ハ女子タル被保險者ガ婚姻又ハ半分婉ノ爲被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合」を加へス

第四十七條ノ三 寡婦年金、鰥夫年金又ハ第四十九條ノ七ノ規定ニ依ル差額ノ支給ヲ受クル者ニハ脱退手當金ヲ支給セズ

第六節を第七節とし、以下第八節まで一節ずつ繰り下げ、第四十九條の次に次の一節を加へる。

第六節 寡婦年金、鰥夫年金及遺児年金

第四十九條ノ二 六月以上十五年未満被保險者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ若ハ被保

シ職務上ノ事由ニ因リ第四十二條ノ第三項ノ規定ニ依ル期間内ニ死亡シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

六月以上十五年未満被保險者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ又ハ女子タル被保險者ニシテ婚姻若ハ分娩ノ爲被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ脱退手當金ヲ支給ス

前二項ノ規定ニ拘ラズ現ニ被保險者タル者、傷病手當金ノ支給ヲ受クル者又ハ失業保險金ノ支給ヲ受クル者ニ對シテハ脫退手當金ハ之ヲ支給セズ

第四十七條ノ二中「死亡シタル場合」の下に「又ハ女子タル被保險者ガ婚姻又ハ分姓ノ爲被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合」を加ふる

第四十七條ノ三 寡婦年金、鰥夫年金又ハ第四十九條ノ七ノ規定ニ依ル差額ノ支給ヲ受クル者ニハ脱退手當金ヲ支給セズ

第六節を第七節とし、以下第八節まで一節づつ繰り下げ、第四十九條の次に次の一節を加える。

第六節 寡婦年金、鰥夫年金及遺児年金

第四十九條ノ二 六月以上十五年未

滿被保險者タリシ者ガ職務外ノ事
由ニ因リ死亡シタルトキ若ハ被保

險者ノ資格喪失前ニ發シタル疾病
若ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病
ニ因リ其ノ資格喪失後二年以內ニ
死亡シタルトキ又ハ職務外ノ事由
ニ因ル癡疾ト爲リタルニ因リ障害
年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ其ノ
癡疾ノ狀態ガ別表第六ニ定ムル第
一號乃至第六ニ該當シタルニ因
ルモノガ死亡シタルトキハ其ノ者
ノ寡婦若ハ鰥夫又ハ子ニ對シ寡婦
年金若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ヲ
支給ス但シ遺兒年金ハ同一ノ事由
ニ因リ寡婦年金又ハ鰥夫年金ヲ支
給スベキ期間ハ之ヲ支給セズ

第四十九條ノ三 寡婦年金若ハ鰥夫
年金又ハ遺兒年金ノ額ハ平均標準
報酬月額ノ二月分トス

前項ノ遺兒年金ノ額ハ遺兒年金ヲ
受タベキ子二人以上アルトキハ前
項ノ規定ニ拘ラズ其ノ子ノ中一人
ヲ除キタル子一人ニ付二千四百圓
ヲ増額シタル額ヲ以テ遺兒年金ノ
額トス

第四十九條ノ四 第二十三條ノ六第
一項第二號ニ規定スル子アルトキ
ハ其ノ子一人ニ付二千四百圓ヲ前
條第一項ノ寡婦年金ノ額ニ加給ス

第四十九條ノ五 寡婦年金若ハ鰥夫
年金又ハ遺兒年金ヲ受クル者ガ第
五十條ノ四各號ノ一ニ該當スルニ
至リタルトキハ其ノ者ハ寡婦年金
若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ヲ受クル
權利ヲ失フ

第四十九條ノ六 寡婦年金又ハ鰥夫
年金ノ支給ヲ受クル者ガ一年以上
所在不明ナルトキハ遺兒年金ノ支
給ヲ受タベキ者ノ申請ニ依リ所在
不明中其ノ者ニ支給スベキ寡婦年
金又ハ鰥夫年金ノ支給ヲ停止スル
コトヲ得

前項ノ規定ニ依リ寡婦年金又ハ鰥
夫年金ノ支給ヲ停止シタル場合ニ

支給ス但シ遺兒年金ハ同一ノ事由
ニ因リ寡婦年金又ハ鰥夫年金ヲ支
給スベキ期間ハ之ヲ支給セズ
第四十九條ノ三 寡婦年金若ハ鰥夫
年金又ハ遺兒年金ノ額ハ平均標準
報酬月額ノ二月分トス
前項ノ遺兒年金ノ額ハ遺兒年金ヲ
受クベキ子二人以上アルトキハ前
項ノ規定ニ拘ラズ其ノ子ノ中一人
ヲ除キタル子一人ニ付二千四百圓

ノ増額シタル額ヲ以テ遺兒年金ノ額トス

第四十九條ノ四 第二十三條ノ六第一項第二號ニ規定スル子アルトキハ其ノ子一ニ付二千四百圓ヲ前條第一項ノ寡婦年金ノ額ニ加給ス

第四十九條ノ五 寡婦年金若シニ遺兒年金又ハ遺兒年金ヲ受クル者ガ第五十條ノ四各號ノ一ニ該當スルニ

至リタルトキハ其ノ者ハ寡婦年金
若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ヲ受ク
ル權利ヲ失フ

第四十九條ノ六 寡婦年金又ハ鰥夫
年金ノ支給ヲ受クル者ガ一年以上
所在不明ナルトキハ遺兒年金ノ支
給ヲ受クベキ者ノ申請ニ依リ所在
不明中其ノ者ニ支給スベキ寡婦年
金又ハ鰥夫年金ノ支給ヲ停止スル
コトヲ得

前項ノ規定ニ依リ寡婦年金又ハ鰥夫年金ノ支給ヲ停止シタル場合ニ

於テハ停止期間中遺兒年金ヲ支給ス

第五十條ノ五ノ規定ハ遺兒年金ノ支給ヲ受クル者ガ一年以上所在不明ナル場合ニ之ヲ準用ス

第四十條ノ七 寡婦年金又ハ鰥夫年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ其ノ權利ヲ失ヒタル際（第四十九條ノ二ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時胎兒タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際）遺兒年金ヲ受クベキ子ナキトキ又ハ遺兒年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ其ノ權利ヲ失ヒタル際（第四十九條ノ二ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時胎兒タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際）他ニ遺兒年金ヲ受クベキ子ナキトキハ第二項ノ規定ニ依ル一時金ヲ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ遺族ニ支給ス但シ既ニ受ケタル障害年金、寡婦年金、鰥夫年金又ハ遺兒年金アルトキハ其ノ支給ヲ受ケタル年金ノ總額ヲ控除シタル殘額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス前項ノ一時金ノ額ハ第四十九條ノ二ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタル場合ニ於テ其ノ者又ハ其ノ遺族ガ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡ノ際支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ脱退手當金ニ相當スル金額トス

第五十條第三号中「政令ノ定ムル」を削る。

第五十條ノ二第一項第五号中「政令ノ定ムル」を削る。

第五十條ノ三の次に一項を加える。

在ルトキハ其ノ子出生ノ際ニ遺兒
年金ヲ受クベキ子ナキトキ又ハ遺
兒年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ
其ノ權利ヲ失ヒタル際第四十九條
ノニ規定スル被保險者若ハ被保
險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給
ヲ受クル者ノ死亡當時胎兒タル子
在ルトキハ其ノ子出生ノ際ニ他
ニ遺兒年金ヲ受クベキ子ナキトキ
ハ第二項ノ規定ニ依ル一時金ヲ被

保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ
障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ遺族
ニ支給ス但シ既ニ受ケタル障害年
金、寡婦年金、鰥夫年金又ハ遺兒
年金アルトキハ其ノ支給ヲ受ケタ
ル年金ノ總額ヲ控除シタル殘額ヲ
一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス
前項ノ一時金ノ額ハ第四十九條ノ
二ニ規定スル被保險者若ハ被保險

者タリシ者又ハ障害年金ヲ支給ヲ受クル者ガ死亡シタル場合ニ於テ其ノ者又ハ其ノ遺族ガ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡ノ際支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ脱退手當金ニ相當スル金額トス

第五十條第三号中「政令ノ定ムル」を削る。

第五十條ノ二第一項第五号中「政

令ノ定ムル」を削る。
第五十條ノ三の次に一項を加える。

前條第一項第四號又ハ第五號ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ第四十九條ノ三第二項及第四十九條ノ四ノ規定ヲ準用ス

第五十條ノ四中「死亡シタルトキ其ノ他政令ヲ以テ定ムル事由ニ左ノ各號ノ一ニ改メ」至リタルトキハ「其ノ下」に「其ノ者ハ」を加ヘ「後順位者」を「同順位者ナクシテ後順位者」に改メ、同條に次の四号を加ふる。

一 死亡シタルトキ

二 婚姻（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ルモノヲ含ム）シタルトキ又ハ養子縁組（届出ヲ爲サザルモ事實上養子縁組ト同様ノ事情ニ在ルモノヲ含ム）ニ因リ養子ト爲リタルトキ

三 子又ハ孫（被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癡疾ニ因リ労働能力ナキ者ヲ除ク）ガ満十六歳ニ達シタルトキ

四 不具癡疾ニ因リ労働能力ナキ爲遺族年金ノ支給ヲ受クル男子タル配偶者、子、父母、孫又ハ祖父母ニ付其ノ事情止ミタルトキ

第五十條ノ五第一項中「所在不明ナルトキハ」の下に「同順位者又ハ」を、「所在不明中」の下に「其ノ者ニ支給スベキ」を加ヘ、同條第二項中「期間中」の下に「其ノ停止シタル」を加ヘ、「當該次順位者」を「同順位者又ハ次順位者」に改メる。

第五十條ノ六中「後順位者」を「者」に改メ、同條第五号中「政令ノ定ムル」を削る。

第三章第七節中第五十條ノ七の次に次の一條を加ふる。

第五十條ノ八 被扶養者死亡シタルトキハ被保險者ニ對シ家族葬祭料トシテ標準報酬月額ノ一分ニ相當スル金額ヲ支給ス

第五十一條第一項中「若ハ葬祭料」を「葬祭料、喪夫年金、遺見年金若ハ葬祭料」に、同條第二項中「若ハ第五十條ノ六」を「第四十九條ノ七若ハ第五十條ノ六」に、「又ハ葬祭料」を「葬祭料、喪夫年金、遺見年金又ハ葬祭料」に、「後順位者」を「同順位者又ハ後順位者」に改メる。

第五十五條 行政廳ハ詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ニ對シテハ六月以内ノ期間ヲ定メ其ノ者ニ支給スベキ傷病手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セザル旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得但シ詐欺其ノ他不正ノ行爲アリタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十七條中「又ハ遺族年金」を「遺族年金、寡婦年金、喪夫年金又ハ遺見年金」に改メる。

第五十七條ノ三を削る。

第五十八條第一項中「及葬祭料ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ」を「葬祭料及船員法ノ規定ニ依リ災害補償ヲ受タベキ者ノ本法ノ規定ニ依リ受クル保險給付ニシテ其ノ災害補償ニ相當スルモノニ要スル費用ヲ除クノ外」に改メる。

第五十九條第四項第一号中「十九圓二十錢」を「十九圓六十錢」に、同項第二号中「十七圓」を「十七圓四十錢」に、同項第三号中「十二圓二十錢」を「十圓」に改メる。

第六十條第一号中「十九・二分ノ七・九」を「十九・六分ノ八・一」に、「十九・二分ノ十一・三」を「十九・六分ノ十一・五」に、同條第二号中「十七分ノ六・八」を「十七・四分ノ七」に、「十七分ノ十・二」を「十七・四分ノ十・四」に改メる。

第六十二條第一項を次のように改める。

船舶所有者ハ被保險者ニ對シ報酬ヲ支拂フ場合ニ於テハ被保險者ノ負擔スベキ前月分ノ保險料（支拂フ報酬ガ二月以上ノ期間ニ對スルモノナルトキハ其ノ期間ニ係ル保險料）ヲ其ノ報酬ヨリ控除スルコトヲ得被保險者ヲ使用セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保險料ヲモ控除スルコトヲ得

第四十條中第六十二條の次に次の二條を加ふる。

第六十二條ノ二 毎月ノ保險料ハ翌月末日迄ニ之ヲ納付スベシ但シ第二十條ノ規定ニ依リ被保險者ノ納付スベキ保險料ニ付テハ其ノ月ノ十日迄トス

行政廳ハ保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告知シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキ又ハ納付シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキハ其ノ超過部分ニ關スル納入ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ爲シタル後六月以内ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保險料ニ對シ納期ヲ繰上ゲ之ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上ゲ納入ノ告知又ハ納付ヲ爲シタルモノト看做シタルトキハ行政廳ハ其ノ當該納付義務者ニ通知スベシ

第六十二條ノ三 保險料納付義務者ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ納期前ト雖モ保險料ハ總テ之ヲ徵收スルコトヲ得

一 國稅、地方稅其ノ他ノ公課ノ滞納ニ因リ滞納處分ヲ受クルトキ

二 強制執行ヲ受クルトキ

三 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

四 裁量ノ開始アリタルトキ

五 被保險者ノ使用セラルル法人ガ解散ヲ爲シタルトキ

前項ノ規定ハ被保險者ノ乗組ミ又ハ乗組ムベキ船舶ニ付船舶所有者ノ變更アリタル場合及被保險者ノ乗組ミ又ハ乗組ムベキ船舶ガ滅失シ、沈没シ又ハ全ク運航ニ堪ヘザルニ至リタル場合之ヲ準用ス

第五章 審査ノ請求、訴願及訴訟」を「第五章 審査ノ請求及訴訟」に改メる。

第六十三條ノ二を削る。

第六十四條中「主務大臣ニ訴願スルコトヲ得」を「船員保險審査會ニ審査ヲ請求スルコトヲ得」に改メる。

第六十五條 保險審査官ハ各都道府縣ニ之ヲ置キ二級ノ地方事務官ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

第六十五條ノ二 船員保險審査會ハ厚生省ニ之ヲ置ク

第六十五條ノ三 船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ各委員ハ厚生大臣之ヲ委嘱ス

第六十五條ノ四 委員ノ任期ハ三年トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委嘱ス

委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委嘱セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第六十五條ノ五 船員保險審査會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選舉セル會長一人ヲ置ク

會長事務放アルトキハ前項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス

第六十五條ノ六 船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各一人以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

第六十五條ノ七 船員保險審査會ノ審査ハ出席シタル委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第六十五條ノ八 保險給付ニ關スル決定ニ關シ不服アル者保險審査官ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事ノ管轄區域、公共職業安定所若ハ船員職業紹介所ノ所在地又ハ厚生大臣ガ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル場合ニ於テハ請求者ノ所在地ヲ管轄スル保險審査官ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ請求ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事、公共職業安定所若ハ船員職業紹介所又ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道府縣知事若ハ保險審査官ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ得

審査ノ請求ガ管轄ナルトキハ保險審査官ハ速ニ之ヲ所轄保險審査

スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ各委員ハ厚生大臣之ヲ委嘱ス

第六十五條ノ四 委員ノ任期ハ三年トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委嘱ス

委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委嘱セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第六十五條ノ五 船員保險審査會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選舉セル會長一人ヲ置ク

會長事務放アルトキハ前項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス

第六十五條ノ六 船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各一人以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

第六十五條ノ七 船員保險審査會ノ審査ハ出席シタル委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第六十五條ノ八 保險給付ニ關スル決定ニ關シ不服アル者保險審査官ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事ノ管轄區域、公共職業安定所若ハ船員職業紹介所ノ所在地又ハ厚生大臣ガ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル場合ニ於テハ請求者ノ所在地ヲ管轄スル保險審査官ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ請求ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事、公共職業安定所若ハ船員職業紹介所又ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道府縣知事若ハ保險審査官ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ得

審査ノ請求ガ管轄ナルトキハ保險審査官ハ速ニ之ヲ所轄保險審査

スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ各委員ハ厚生大臣之ヲ委嘱ス

第六十五條ノ四 委員ノ任期ハ三年トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委嘱ス

委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委嘱セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第六十五條ノ五 船員保險審査會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選舉セル會長一人ヲ置ク

會長事務放アルトキハ前項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス

第六十五條ノ六 船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各一人以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

第六十五條ノ七 船員保險審査會ノ審査ハ出席シタル委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

官ニ移送シ且其ノ旨ヲ請求者ニ通知スベシ

第六十五條ノ九 保險審査官又ハ船員保險審査會ニ對スル審査ノ請求ハ書面又ハ口頭ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十 保險審査官又ハ船員保險審査會審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ速ニ當事者ノ説明ヲ聴取シ審査ヲ爲スベシ但シ保險給付ヲ受ケベキ者ガ出頭スルコト困難ナルトキハ此ノ手續ヲ省キ文書ニ依リ審査ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十一 保險審査官又ハ船員保險審査會審査ノ爲必要アリト認ムルトキハ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、船舶所有者、保險給付ヲ受ケベキ者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ニ對シ報告ヲ爲サシメ若ハ出頭ヲ命ジ又ハ醫師ニ診斷若ハ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險審査官ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ都道府縣知事、船員保險審査會ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ厚生大臣政令ノ定ムル所ニ依リ旅費、日當及泊料ヲ支給ス

第六十五條ノ十二 保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、船舶所有者、保險給付ヲ受ケベキ者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ハ保險審査官又ハ船員保險審査會ニ對シ意見ヲ述べ參考書類ヲ提示スルコトヲ得

保險給付ヲ受ケベキ者ハ審査ノ場合ニ於テ補佐人ヲ必要トスルトキハ補佐人一人ト共ニ出頭スルコトヲ得

審査ノ爲出頭スベキ者出頭スルコト能ハザルトキハ其ノ者ハ代理人ヲ出頭セシムルコトヲ得

第六十五條ノ十三 保險審査官又ハ船員保險審査會ハ事件ノ一部ガ審査ノ決定ヲ爲スニ熟シタルトキハ

其ノ部分ニ付先ヅ決定ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十四 保險審査官又ハ船員保險審査會審査ノ決定ヲ爲ス場合ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第六十五條ノ十五 審査ノ請求者ガ審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ承認人ニ於テ審査ノ請求手續ヲ受繼グモノトス

第六十六條 保險審査官、船員保險審査會ノ委員若ハ其ノ事務ニ從事スル者又ハ之等ノ職ニ在リタル者ハ其ノ職務上知得シタル秘密ヲ漏洩スベカラズ

第六十七條 審査ノ請求又ハ訴ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ之ヲ爲スベシ但シ審査ノ請求ニ付テハ保險審査官又ハ船員保險審査會ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得

前項ノ訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第五百十八條第二項及第五百十九條ノ規定ヲ準用ス

第六十七條ノ二 保險審査官及船員保險審査會ノ事務ニ關シテハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

附則第二項及第三項を次のように改める。
昭和十五年六月一日前十五年間ニ於テ第十七條ノ規定ニ依リ被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル船員トシテ五年以上船員ニ乗組ミタル者ガ四十五歳ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テ同日十五年間ニ於テ船員ニ乗組ミタル期間ト被保險者タリシ期間トヲ合算シ十五年以上ニ達スルモ十五年以上被保險者タリシ者ニ非ザルトキハ其ノ者ニ對スル脱退手當金ノ額ハ第四十六條及第四十七

條ノ規定ニ拘ラズ被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ニ別表第八ニ定ムル月數ヲ乗ジテ得タル金額トス但シ障害手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支給スル額ハ障害手當金ノ額ト合算シテ被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ノ二十四分ニ相當スル金額（職務上ノ事由ニ因リ發疾ト爲リタルニ因リ障害手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支給スベキ脱退手當金ノ額ニ付テハ障害手當金ノ額ト合算シテ平均標準報酬月額ノ二十六分ニ相當スル金額）ヲ超ユルコトヲ得

別表第三を次のように改める。
別表第三

被保險者タリシ期間	月數
三年以上	三・〇月
四年以上	四・〇
五年以上	五・〇
六年以上	六・〇
七年以上	七・〇
八年以上	八・五
九年以上	一〇・〇
一〇年以上	一一・五
一年以上	一三・〇
二年以上	一四・五
一年以上	一六・〇
一四年以上	一八・〇

別表第五を次のように改める。

別表第五

等級	標準報酬月額ノ平均額	失業保險金ノ率
一	二十圓未満	八〇%
二	二十圓以上二十五圓未満	七七
三	二十五圓以上三十圓未満	七五
四	三十圓以上三十五圓未満	七三
五	三十五圓以上四十圓未満	七〇
六	四十圓以上四十五圓未満	六七
七	四十五圓以上五十圓未満	六五
八	五十圓以上五十五圓未満	六三
九	五十五圓以上百圓未満	六〇
一〇	百圓以上百十圓未満	五九
一一	百十圓以上百二十圓未満	五八
一二	百二十圓以上百三十圓未満	五六
一三	百三十圓以上百四十圓未満	五四
一四	百四十圓以上百五十圓未満	五三
一五	百五十圓以上百六十圓未満	五一
一六	百六十圓以上百七十圓未満	五〇
一七	百七十圓以上百八十圓未満	四九
一八	百八十圓以上百九十圓未満	四八
一九	百九十圓以上二百圓未満	四六
二〇	二百圓以上二百十圓未満	四四
二一	二百十圓以上二百二十圓未満	四三
二二	二百二十圓以上二百三十圓未満	四一
二三	二百三十圓以上	四〇

備考

一 本表ニ依リ算出シタル各級ノ支給日額トス
給日額ガ次級ノ最低日額ヲ超ユル

別表第六

トキハ其ノ次級ノ最低日額ヲ以テ
支給日額トス
二 失業保険金ニ付テ失業保険法第

十七條第五項及第六項ノ規定ニ依
リ失業保険金額表が改正セラレ其
ノ效力ヲ生ジタル場合ニ於テハ第

十七級及第十八級中「百八十圓」ヲ
「百九十圓」ニ引上ゲ以下順次第二
十三級迄各十圓ヲ遞増シタル額ニ

變更シ本表ヲ適用スルモノトス
別表第五の次に次の三表を加える

障害年金ヲ支給スベキ程度ノ發疾ノ狀態		職務外ノ事由ニ因ル發疾	
發疾ノ番號	發疾ノ狀態	發疾ノ番號	發疾ノ狀態
一級	一 兩眼ヲ失明シタルモノ 二 咀嚼及言語ノ機能ヲ發シタルモノ 三 精神ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ 四 胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ 五 半身不隨ト爲リタルモノ 六 兩上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ 七 兩上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ 八 兩下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ 九 兩下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	一級	一 兩眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ 二 一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ 三 咀嚼ノ機能ヲ發シタルモノ 四 言語ノ機能ヲ發シタルモノ 五 十指ヲ失ヒタルモノ 六 前各號ニ掲グルモノノ外精神又ハ身體ノ機能ニ高度ノ障害ヲ殘シ、職務能力ヲ喪失シタルモノ 七 兩眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ 八 鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力耳鼓ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザル程度以上ノモノ 九 咀嚼及言語又ハ咀嚼若ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 十 脊柱ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 十一 一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ 十二 一下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ 十三 一上肢ノ三大關節中ノ二關節又ハ三關節ノ用ヲ發シタルモノ 十四 一下肢ノ三大關節中ノ二關節又ハ三關節ノ用ヲ發シタルモノ 十五 一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ
二級	一 一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ 二 兩眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ 三 兩上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ 四 兩下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ	二級	一 兩眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ 二 一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ 三 咀嚼ノ機能ヲ發シタルモノ 四 言語ノ機能ヲ發シタルモノ 五 十指ヲ失ヒタルモノ 六 前各號ニ掲グルモノノ外精神又ハ身體ノ機能ニ高度ノ障害ヲ殘シ、職務能力ヲ喪失シタルモノ 七 兩眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ 八 鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力耳鼓ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザル程度以上ノモノ 九 咀嚼及言語又ハ咀嚼若ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 十 脊柱ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 十一 一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ 十二 一下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ 十三 一上肢ノ三大關節中ノ二關節又ハ三關節ノ用ヲ發シタルモノ 十四 一下肢ノ三大關節中ノ二關節又ハ三關節ノ用ヲ發シタルモノ 十五 一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ
三級	一 一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ 二 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ發シタルモノ 三 精神ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ 四 胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ	三級	一 兩眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ 二 一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ 三 咀嚼ノ機能ヲ發シタルモノ 四 言語ノ機能ヲ發シタルモノ 五 十指ヲ失ヒタルモノ 六 前各號ニ掲グルモノノ外精神又ハ身體ノ機能ニ高度ノ障害ヲ殘シ、職務能力ヲ喪失シタルモノ 七 兩眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ 八 鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力耳鼓ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザル程度以上ノモノ 九 咀嚼及言語又ハ咀嚼若ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 十 脊柱ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 十一 一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ 十二 一下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ 十三 一上肢ノ三大關節中ノ二關節又ハ三關節ノ用ヲ發シタルモノ 十四 一下肢ノ三大關節中ノ二關節又ハ三關節ノ用ヲ發シタルモノ 十五 一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ

四級		五級		六級	
發疾ノ番號	發疾ノ狀態	發疾ノ番號	發疾ノ狀態	發疾ノ番號	發疾ノ狀態
一	兩眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ	一	一眼失明シ他眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ	一	兩眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ
二	咀嚼及言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ	二	一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ	二	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
三	鼓膜ノ全部ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ヲ全ク聽シタルモノ	三	一下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ	三	鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力が耳鼓ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザルモノ
四	一上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ	四	一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	四	脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害ヲ殘スモノ
五	一下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ	五	一下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	五	一上肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ發シタルモノ
六	十指ノ用ヲ發シタルモノ	六	十趾ヲ失ヒタルモノ	六	一下肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ發シタルモノ
七	兩足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ	七		七	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ
八		八			
九		九			
十		十			
十一		十一			
十二		十二			
十三		十三			
十四		十四			
十五		十五			
十六		十六			
十七		十七			

一 各級各號又ハ各號ノ一ニ該當
セザルモ之ニ相當スル癩疾ノ狀
態ト認メラルベキモノハ其ノ最
モ近キ各級各號又ハ各號ノ癩疾

ノ狀態ニ該當スルモノト看做ス
二 視力ノ測定ハ萬國式視力表ニ
依ル屈折異狀アルモノニ付テハ
矯正視力ニ付測定ス
三 指ヲ失ヒタルモノトハ拇指ニ

指關節、其ノ他ノ指ハ第一指關節以上ヲ失ヒタルモノヲ謂フ
四 指ノ用ヲ變シタルモノトハ指ノ末節ノ半以上ヲ失ヒ又ハ掌指關節若ハ第一指關節（拇指ニ在

リテハ指關節ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ

五 趾ヲ失ヒタルモノトハ其ノ全部ヲ失ヒタルモノヲ謂フ

六 趾ノ用ヲ廢シタルモノトハ第

一趾ハ末節ノ半以上。其ノ他ノ趾ハ末關節以上ヲ失ヒタルモノ又ハ蹠趾關節若ハ第一趾關節（第一趾ニ在リテハ趾關節）ニ萎シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ

職務上ノ事由ニ因ル發疾

職務外ノ事由ニ因ル癆疾

發疾ノ程度		發疾ノ狀態	
一級	番號	職務上ノ事由ニ因ル發疾	職務外ノ事由ニ因ル發疾
一	一	一眼失明シ他眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ	一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ又ハ兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
二	二	鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力四十種以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ	兩眼ノ眼鏡ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ又ハ兩眼ニ半盲症、視野狹窄若ハ視野變狀ヲ殘スモノ
三	三	精神ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力四〇種以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ又ハ鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聽力耳鼓ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザル程度以上ノモノ
四	四	胸腹部臟器ノ機能ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	咀嚼及言語又ハ咀嚼若ハ言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ
五	五	一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ七指以上ヲ失ヒタルモノ	鼻ヲ缺損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
六	六	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ノ用ヲ廢シタルモノ	脊柱ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ
七	七	一足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ	一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ一關節以上ニ著シキ機能障害ヲ殘スモノ
八	八	十趾ノ用ヲ廢シタルモノ	一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ一關節以上ニ著シキ機能障害ヲ殘スモノ
九	九	女子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ 兩側ノ墨丸ヲ失ヒタルモノ	一下肢ヲ三種以上短縮シタルモノ 長管上骨ニ假關節ヲ殘スモノ
一〇	一〇	一眼失明シ又ハ一眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ	一手ノ二指以上ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ失ヒタルモノ
二級	番號	發疾ノ狀態	
一	一	一眼失明シ又ハ一眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ	
二	二	脊柱ニ運動障害ヲ殘スモノ	
三	三	神經系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	
四	四	一手ノ拇指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ	

[illegible]

四級										五級
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一
一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ	十四齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ	鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聴力耳鼓ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザルモノ	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ拇指ノ用ヲ發シタルモノ又ハ二指ノ用ヲ發シタルモノ又ハ三指ノ用ヲ發シタルモノ	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ	兩眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ殘スモノ
一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ	十四齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ	鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聴力耳鼓ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザルモノ	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ拇指ノ用ヲ發シタルモノ又ハ二指ノ用ヲ發シタルモノ又ハ三指ノ用ヲ發シタルモノ	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ	兩眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ殘スモノ
一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ	十四齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ	鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聴力耳鼓ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザルモノ	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ拇指ノ用ヲ發シタルモノ又ハ二指ノ用ヲ發シタルモノ又ハ三指ノ用ヲ發シタルモノ	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ	兩眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ殘スモノ
一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ	十四齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ	鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聴力耳鼓ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザルモノ	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ拇指ノ用ヲ發シタルモノ又ハ二指ノ用ヲ發シタルモノ又ハ三指ノ用ヲ發シタルモノ	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ	兩眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ殘スモノ

六級										七級
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一
一眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ殘スモノ	一眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ	七齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ	一耳ノ耳鼓ノ大部分ヲ缺損シタルモノ	鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又ハ骨盤骨ニ著シキ畸形ヲ殘スモノ	一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ	一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ	長管骨ニ著シキ畸形ヲ殘スモノ	一主ノ中指又ハ環指ノ用ヲ發シタルモノ	一足ノ第二趾ヲ失ヒタルモノ、第二趾ヲ併セ二趾ヲ失ヒタルモノ又ハ第三趾以下ノ三趾ヲ失ヒタルモノ	一眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
一眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ殘スモノ	一眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ	七齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ	一耳ノ耳鼓ノ大部分ヲ缺損シタルモノ	鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又ハ骨盤骨ニ著シキ畸形ヲ殘スモノ	一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ	一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ	長管骨ニ著シキ畸形ヲ殘スモノ	一主ノ中指又ハ環指ノ用ヲ發シタルモノ	一足ノ第二趾ヲ失ヒタルモノ、第二趾ヲ併セ二趾ヲ失ヒタルモノ又ハ第三趾以下ノ三趾ヲ失ヒタルモノ	一眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
一眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ殘スモノ	一眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ	七齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ	一耳ノ耳鼓ノ大部分ヲ缺損シタルモノ	鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又ハ骨盤骨ニ著シキ畸形ヲ殘スモノ	一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ	一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ	長管骨ニ著シキ畸形ヲ殘スモノ	一主ノ中指又ハ環指ノ用ヲ發シタルモノ	一足ノ第二趾ヲ失ヒタルモノ、第二趾ヲ併セ二趾ヲ失ヒタルモノ又ハ第三趾以下ノ三趾ヲ失ヒタルモノ	一眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
一眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ殘スモノ	一眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ	七齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ	一耳ノ耳鼓ノ大部分ヲ缺損シタルモノ	鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又ハ骨盤骨ニ著シキ畸形ヲ殘スモノ	一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ	一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ	長管骨ニ著シキ畸形ヲ殘スモノ	一主ノ中指又ハ環指ノ用ヲ發シタルモノ	一足ノ第二趾ヲ失ヒタルモノ、第二趾ヲ併セ二趾ヲ失ヒタルモノ又ハ第三趾以下ノ三趾ヲ失ヒタルモノ	一眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ

三	上肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ殘スモノ
四	下肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ殘スモノ
五	一手ノ小指ノ用ヲ廢シタルモノ
六	一手ノ拇指及示指以外ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ
七	一手ノ拇指及示指以外ノ指ノ末關節ノ屈伸不能ヲ來シタルモノ
八	一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ
九	局部ニ神經症狀ヲ殘スモノ
一〇	男子ノ外貌ニ醜狀ヲ殘スモノ

備考
別表第六ノ備考ト同シ

附則
第一條 この法律は、昭和二十三年九月一日からこれを施行する。
第二條 第四十九條ノ二第一項中「平均標準報酬月額」とあるのは、「平均標準報酬月額」とあるものを、この法律施行の日において、第三條の規定により算出した保險料率に當つて計算した保險料額の負担割額を基礎とし、第十條の規定にかかわらず、第十七條の規定による被保險者の標準報酬月額を以てし、その標準報酬月額百圓について九円三十銭の割合とする。

第五條 前條に規定する保險料率は、よつて計算した保險料額の負担割額は、第六十條第一項の規定にかかわらず、第十七條の規定による被保險者であつて第三十三條ノ三第二項の規定に該当しないものについては、被保險者におなじである。保險料額の十一・五分の四、一船一船所有者において、保險料額の相十二・二年法律第百三號）附則第二條若しくは第三條の規定にかかわらず、從前の第三條年金又は遺族年金の額の五倍に相當する額とする。

但し、昭和二十二年十二月一日から、この法律施行の日までの間に、支給を受ける権利を有する者に支給するものについては、この限りでない。

從來、船員保險法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三號）附則第三條の適用を受けて、障害年金及び遺族年金であつて前項の規定により増額されたものについては、なお同條の例による。

第四條 保險料率は、當分の間、第十五條第四項の規定にかかわらず、第十七條の規定による被保險者であつて第三十三條ノ三第二項の規定に該当しないものについて

第七條 この法律施行の際、現に存する保險審査官、船員保險審査會会長及びその職員は、この法律に基づく相當の機関及びその職員となり、一性をもちて存続するものとする。

第八條 船員保險法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

○山崎岩男君登壇

たゞい議題となりま
した船員保險法の一部を改正する法律
案につきまして、厚生委員会における
審議の経過並びに結果について御報告
申し上げます。

船員保險法は、昭和十四年四月制定
後、數回にわたつた改正の上今日まで実
施されてまいつたのであります。が、制
情勢に即應するため、他の社会保險の
度と同様に、船員労働者の福利増進を
はからんとするのが、政府の本改正案
提出の理由であります。以下、そのお
もなる点について申し上げます。

第一に、最近における立法の趨勢に
鑑み、從來命令に委任されておりました
重要な事項は、すべてこれを法律に規定
し、その権利の保護に万全を期せ
んとするものであります。

第二に、保險給付の内容の充実にあ
ります。が、そのおもなるものは、一
は、船員の家族に対する給付の創設
であります。被保險者によつて生計
を維持する者の疾病、負傷または死
亡に對しても、家族療養費または家族葬
祭料を支給する。二は、寡婦年金
課夫年金、遺兒年金制度の創設であ
りまして、六箇月以上十五年未満の被保
險者たる者が、職務外の事由によりま
して死亡したとき、もしくは傷病によ
りまして、資格喪失後二年以内に死亡し
たとき、または職務外の事由による障
害年金受給者で、その癱病の程度が重

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）
○笹口晃君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められ

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し第六條及び第十三條第一項の改正規定は、昭和二十三年度分からのこれを適用する。

貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書

〔都合〕により最終号の附録に掲載

えども、貿易廳が輸出業者からその輸出物資を買い上げ、貿易廳が外國のバイヤーと契約して、これを賣却する建前をとつていたものであります。今般民間貿易の取引を円滑にいたしましたために、輸出業者が直接バイヤーと契約して、これを履行することができるといいたしますとともに、その代金の

○議長松岡（駒吉君）日程第十ない
第十四は同一の委員会に付託した請願
でありますから、一括して議題とした請願
とします。委員長の報告を求めます。外
務委員長安東義良君。

在外同胞引揚協会の請願（第九九七
号）に關する報告書
中國東北地區残留同胞に救援物資資

るといふことは別にしましても、中津の
地区に残留者に対しては、不幸今日に至
るまで連絡がつかず、救援の策を講ずる
ことができなかったとのことであり、ま
ず、しかしながら、占領軍当局の御書
力により連絡の方法さへ定め、今日
佐世保援護局において、援護物資を
要に應じ、いつにても発送し得る準備

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本諸願は委員長報告の通り採択するに決しました。

これにて日程は終了いたしました。

明三十日は定刻より本会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。

[illegible]

麻痺取締法
 大蔵省
 國有財産法
 旧軍用財産法
 等に關する法律
 地方自治法の
 農業災害補償
 法律
 労働者災害補
 償保險法の
 正する法律
 獸医師會及び
 裝蹄師會の
 解散に關する
 法律

家畜傳染病予防法の一部を改正する法律
優生保護法
予防接種法
二、昨二十八日両院法規委員長から議長宛、次の勧告書を提出した。
内閣に送付した請願の取扱に關する勧告
一、昨二十八日松岡議長は、菅田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

外務事務官 西村 熊雄
 (外務省事務局長)
 (経済安定本部建設
 局長) 總理廳技官 雨森 常夫
 昨二十八日當任委員会において、
 次の通り理事を補欠選任した。
 農林委員 小林 運美君(理事鈴木
 理事 小川 強平君去る二十六日理
 事辭任につきその補欠)
 鉱工業委員 谷口 武雄君(四月六日
 理事 早川 崇君委員辭任
 につきその補欠)
 理事 菊川 忠雄君(五月六日
 理事 大矢省三君委員辭
 任につきその補欠)
 理事 三好 竹勇君(六月二十
 五日理事今村長太郎君
 委員辭任につきその補
 欠)

予算委員 東 輝英君 成田 知巳君
商業委員 角田 藤三郎君
文化委員 米澤 菊次君
財政及び金融委員 重井 鹿吉君
厚生委員 野井 品治君
一、昨二十八日委員長から提出した議案は次の通りである。
議院事務司法の一部を改正する法律案
議院運常委員長提出
議院法制局法案（議院運常委員長提出）

選擧運動等の臨時特例に関する法律案、政党法及び選挙法に関する特別委員長提出）
 衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案、政党法及び選挙法に関する特別委員長提出）
 昨二十八日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、恩給法臨時特例の適用についての應急措置に関する法律案
 應給品反帝法案

簡易生命保險事業における戰爭危險に因る死亡に基く保險金の支拂による損失の補てんに関する法律案

物資の割当に関する手数料等の徴收に関する法律案

一、昨二十八日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

人身保護法案

一、昨二十八日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

理容師法特例案
肥料配給公團令の一部を改正する法律案

國民健康保險法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日参議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

案は次の通りである。

人身保護法案、**参議院提出**。（付託
第二号）
司法委員会
性柄予防法案（**内閣提出**、**参議院**
送付）**第一八九号**）
送付**法律特例案**（**内閣提出**、**参議院**
送付）**第九〇号**）
國民健康保險法のの一部を改正する
法律案（**内閣提出**、**参議院送付**
第一九九号）
恩給法臨時特例の適用について

應急措置に關する法律案（内閣提出）
 以上四件 厚生委員會 付託
 肥料配給公團令の一部を改正する法律案（内閣提出）
 法律案 内閣提出、參議院送付
 （第一九一號） 農林委員會 付託
 輸出品取締法案（内閣提出）（第一九四號） 商業委員會 付託
 簡易生命保險事業における戰爭危險に因る死亡に基く保險金の支拂に關する法律案（内閣提出）

案（内閣提出）（第一九五号）
物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律案（内閣提出）（第一九六号）
以上二件
財政及び金融委員会 付託
一、昨二十八日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法に関する特例案（参議院送付）（予審第八号）
厚生委員会 付託
一、昨二十八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
理容師法の一部を改正する法律案
一、昨二十八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
港則法案

國家公務員共濟組合法案
日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律の一
民事訴訟法の改正用紙紙法改正商事訴訟案件印刷紙法の改正する法律案
法律事務廳設置法等の一部を改正する法律案
裁判所職員の定員に関する法律の裁正する法律案
一部を改正する法律案

提出案を可決した旨参議院に通知した。
優生保護法案
一、昨二十八日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
予防接種法案
一、昨二十八日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
毓業取締法案

大藏取締法案
國有財産法案
旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例
等に関する法律案
地方自治法の一部を改正する法律
案
農業災害補償法の一部を改正する
法律案
労働者災害補償保險法の一部を改
正する法律案
獸医師會及び裝蹄師會の解散に関
する法律案
家畜傳染病予防法の一部を改正す
る法律案
一、昨二十八日提出した緊急質問は、
次の通りである。
第二封鎖の郵便貯金及び郵便年金
打切に關する緊急質問（佐藤觀次
郎君提出）